

**決算審査特別委員会
(一般・特別会計)**

**平成 22 年 10 月 27 日
〔第 3 日〕**

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	見陣	泰幸
議長	坂口	久信
副議長	下平	力人
委員	木下	繁義
委員	山口	光章
委員	川下	武則
委員	牟田	則雄
委員	平古場	公子
委員	山口	嚴
委員	所賀	廣

以上 11 名

I N D E X

議案第 57 号	平成 21 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について（続き）	
歳出：災害復旧費、公債費、予備費	-----	3
歳入（全般）、財産調査	-----	9
議案第 62 号	平成 21 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について	-----34
議案第 63 号	平成 21 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	-----34
議案第 64 号	平成 21 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	---34
議案第 65 号	平成 21 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	---34
議案第 66 号	平成 21 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	---34
議案第 67 号	平成 21 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	-----34
総括質疑	-----	49

午前9時29分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

昨日に引き続き、会議を再開いたします。

歳出：災害復旧費、公債費、予備費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから審査に入ります。災害復旧費から歳出の最後、予備費までの決算書では195ページから198ページまで、行政実績報告書では76ページから79ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

《 災害復旧費の概要説明 》

○財政課長（大串君義君）

《 公債費・予備費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、皆様方をお願いをいたしますが、決算審査の3日目ということで大変皆さんお疲れと思いますけれども、最後まで節度ある質疑に御協力をいただきたいと思います。質疑の方は必ず挙手で発言を求めてください。そして関係書類及びページを言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

○川下委員

この公債比率のですよ、78ページのこのグラフをこう見よるとばってんが、こいは何%から超えたらうまくないとか、うまくないと言うたらおかしかばってんのですよ、超過しとるとか、そういう部分ていうとはわからんとですか。

○財政課長（大串君義君）

77ページの公債費比率の用語の説明にも書いておりますけれども、限度額、限度を超えればというようなことですね、通常15%超えればちょっと危険、危険ていうか望ましくないということで、それ以下であればですね、通常、経常的にいいだろうというようなことです。ということで、太良町におきましては15%ずっと以下を推移を

いたしとります。

以上です。

○川下委員

15%以下やったらよかと。その15%ていうとは、そこんたいがようわからんとですよ。15%超えたらやばいとかですよ、15%以下やったらまあ何とかよかろうとか。結局収益ていいですか、借金の額ですか。借入金のあれで言いよるとですか。

○財政課長（大串君義君）

一般的に15%といわれておりますけども、その15%というのが絶対的な数字ということじゃなくてですね、今までの自治体の運営の中で、経常的に15%超えれば、それこそ借金のほうに一般財源を余計持ってかれて、普通の一般的な事業ができにくくなるというようなことですね、15%を超えれば余りよくないですよというようなことですね、ある程度15%というとも国のほうで決めて、これより上らないように各自治体は気を付けてくださいというような数値ということ考えてもらえればというふうに思います。

○牟田委員

今の関連で、多分あれと思うとばってん、その15%というパーセントを出す基準が何に対して何が15%かという質問を多分今されよる。そのところを説明せんと、今のじゃちよつと。

○財政課長（大串君義君）

各自治体の一般財源ていうのがあるですよ。経常的に入ってくるやつと、臨時的に入ってくるやつ一般財源。例えば交付税とか特別交付税とかですね。そういう一般財源、何にでも使えるお金に対して公債費、その借金返済に対する、借金返済にも一般財源と特定財源を使って返済をするわけですけども、公債費のうちの一般財源の分が全体の一般財源に対してどれぐらいの割合になってるかというようなことで公債費比率が決まってくるということです。

○山口巖委員

その辺はですね、まあわかりはするんですけど。新聞あたりもずっとこう各市町村出てますよね。こういう比率というの。仮にそういうところほかの近隣というか近くの市町村をとってここが一番高い上峰——ああいうふうな格好の例をとってこういうふうになりますよと。もう少しわかりやすく説明をお願いしたいんですが。

○財政課長（大串君義君）

太良町におきましては高くなったことはありませんのでそこまで深く考えたことがちよつとないわけですけども。公債費にちよつと借金をしてですね、公債費の額自体がふえてくるという、ほとんど多分一般財源で返すと。ということで、一般財源、そ

の借金を返済するにも普通交付税で歳入される分がちょっとありますけれども、その分が余計あれば問題なかかもしれんですけれども、交付税措置のないような借金は、いっぱい抱えればその分の返済に相当その一般財源をほかに使えるような財源のほうにつきまばいかんというようなことですね、具体的にどうかで言われましてもちょっと難しいところがあります。大変実際のちょっとした一般財源を使ってとか、緊急にお金の要るようになったときとか、そこら辺の自由度が相当狭まるというようなことになろうかと思えます。経常収支比率というのもありますけれども、別の数値ですね。それも自由に使えるお金の自由度というのを図るための指数でありますけれども、それと似たような感じですね、低ければ低いほどいいんじゃないかなというようなことで、具体的に数字が15やっけん20やっけん10やっけんとかいうともありますけれども、目安として15%が設定されているというようなことをごさいます。

以上です。

○山口巖委員

ということはですね、公債費ということはわかりますけれども。そしたら自主財源との兼ね合いはどうなり——とかは、数値は、自主財源のどのぐらいとか、それは全く関係ないわけですか。

○財政課長（大串君義君）

自主財源とは関係ないです。また別の次元のとらえ方ですので。一般財源というのはですね。そいけん例えば交付税も、交付税は依存財源ですよ。でも、交付税は一般財源の約7割ぐらいは占めているというようなことで、一般財源と自主財源はちょっと全然別物と。とらえ方が切り口が違うということをごさいます。それで21年度の市町村決算の状況がですね、10月になって発表をされておりますけれども、ちなみに一番高いというところがですね、上峰が22.8%あります。それと次が伊万里ですね。伊万里。それと神埼。唐津ですね。（「伊万里でどれぐらい」と呼ぶ者あり）20.7%です。（「唐津で」と呼ぶ者あり）唐津で18.5。神埼が19.9ですね。鹿島市が15.8ということで、大分これ鹿島市は返済して相当縮減されてきております。嬉野市が14.1というような状況です。

○山口巖委員

ということは、これは新聞紙上では、鹿島市は大分改善されたという報告はもちろんありました。しかしそうした場合、そのどういうふうな中身、どういうふうな組み替えというか、それでそがしこ一気にあれだけの改善をされたのか。

○財政課長（大串君義君）

鹿島市さんについては、起債制限比率とかいろいろ制限があって、その借金をとにかくなるべく単独事業をせんで、補助事業もせんで借金を減らすという方向でですね、

公債費、返済を減らすというのと、もう一つは、高い利率の分がありますので、その分を低い金利と借り替えというようなことで借金の返済額を減らすという方法の多分2通りで減らしてきたんだろうというふうに思います。

○山口巖委員

ということは、もう事業を減らしてそれだけの負債を減らしたという解釈で、鹿島市の場合は、あれで改善したということでもいいわけですね。そういう考え方で。

○財政課長（大串君義君）

事業を減らしたということと、もう一つ起債の借り替えですね。低金利、低い金利のほうに借り替えをしたということです。

○牟田委員

今の話、15%を超えたらその危ないですよというような一応黄色信号がともるということばってん。公債費がふえたということは、貸借対照からいえば、町の資産もふえたという考え方もあるわけでしょ。そういうことやっけん、そのことに対しての返済額、償還額に対してが、それが年に何%かということやっけん。鹿島市の場合もちょうど期限が、返済期限がもう終わったということを含めて公債費比率が下がったという内容のことやろうけんさ。そいけんあんまい事業年度、大きなそういう町の建物とかなんとかつかった場合は、当然公債費比率ということは上がることで。こいがすべてと考える必要はなかやろうばってん、平均的にやっばいそれ以下でいきなさいという、そういうことじゃなかとですかね

○財政課長（大串君義君）

牟田委員が言うように、反面そういう資産がふえるというメリットていうかですね、メリットていうかどうかわかりませんが。そういう側面をとらえればそういう言い方もできるということで、全体のいろんな比率があります。それで、現在の公債費比率とか起債比率、実質公債費比率だけでは、やはり自治体の財政状況は的確にとらえられないだろうということですね、貸借対照表とかいろんな表を新しく4指標を、4表というか新しく4表をつくってですね、自治体の自治体だけじゃなく会社会的な考え方で判断をするというようなことも論議しなさいというようなことになってきておりますので。そういうことで、全体的にいろんな考え方でとらえていかなければならないだろうというふうに考えとります。

以上です。

○副議長（下平力人君）

78 ページの公債費比率ですね。これが18年度12.7、それから21年度10%。10.0ということになります。さっきの話があつとるようにですね、ここは借金は減っておるけれどもですよ、いわゆる未収金であるとかなんとかは段々ふえる方向にある

わけですよ。ここら辺の兼合いといいますか、ここは確かに下がってきましたと。しかしながら町民サイドではですね、非常にその円高であり、あるいはそのデフレということですよ、厳しい経済情勢にあることは間違いないわけですよ。そこら辺を踏まえながらですね、ひとつその舵取り、財政の舵取りですね。ですから借金をやっばここら辺では若干ふやしたってですね、町民に還元できるような体制作りといいましょうか、こういうのはどうでしょうかね。考え方として。

○町長（岩島正昭君）

それはやっぱりケースバイケースで、こういうふうな世の中、不景気なら不景気になると、それは投入せにゃいかんと思います。それともう一つのその公債費等々が今議論されてますけれども、土木業者等々で指名願いて出しますですね。その中で、経営事項審査票ということで出していただきよるですけども、それは総合評価のB点、それから単年度決算のY点であつですね。Y点で重点的に計算すると単年度決算だから金を例えば重機とかなんとか買った場合は、Y点が600点ぐらいぐっと下がると。これはもうさっきおっしゃったとおりに、そこら辺が単年度ですから上下はするわけですたいね。だから一概に15%程度で調整をなさいと。凸もあろうし減もあるということ、その辺の経営を町でもしていかにゃいかんと思っております。

○副議長（下平力人君）

そいでですね、今の15%をボーダーラインとしたときにですよ、まだ十分余裕があるということですからですね、この景気回復の手助けといいましょうか、ぜひやってほしいというふうに思います。

○山口巖委員

今の件で、反論というわけじゃないんですけど、今この文書を削除しましたよね。ということは、21年度ピークであったがということ削除したということは、まだピークにでもいろいろの取り組みでこれよりも数字が上がるということも考えての削除ということですか。

○財政課長（大串君義君）

本当に申しわけございませんが、20年度がピークだったということで、その文書をちょっと削除し忘れとったということですよ、今ちょっと下がってきております。

○山口巖委員

ということは、将来そういうよりも上にいくという計画ていうか、そういう考えはないということじゃ——ただ前年度がピークだったということで削除したということですか。

○財政課長（大串君義君）

そういうことでございます。

○見陣委員

78 ページのちょっと表に基いてですけど。7 図の場合は、平成 18 年が最高でずっと下がってきてですね、これは数字的に見れば大変いいことかなと思うんですけど、各種事業なんかで、町民に対してここ二、三年交付金とかあってそこまではないと思うんですけど、負担をかけるて、そこら辺でどうかなと思うんですよ。先ほど下平副議長も言われたとおりですね。そこら辺どうですかね。ある程度町民の負担をちょっとかけて財政をよくなすて。そこら辺はどういう感じできとるとですかね。

○財政課長（大串君義君）

町の財政運営上はですね、なるべくこういう町民さんの方に負担をかけないような形でですね、補助金とかいうような形でやっぱりこう努力をせんばいかんだろうということで、それがもう大前提ということで財政運営もしているわけですけども。今回 22 年度から過疎債という有利な交付税措置が 70% という有利な起債を借れるようになりましたので、まずはそっちのほうでですね、できる事業については過疎債を利用してやろうじゃないかということで計画も立てております。今 21 年度で 10% ですけども、幾らかふやして、起債をふやして事業をするというようなことも考えられますので。そこら辺は今後の計画、いろんな町民さんの要望等もお聞きしながらやっていかんばいけないだろうというふうに考えておりますけれども。住民さんの負担をなるべくとにかくかけないような形でやっていくということで考えとります。

以上です。

○見陣委員

まあ今まではですね、一次産業なんかもある程度裕福にさせていただいたんですけど。これから目先を変えて、違った方向に町民さんたちのことも考えて二次産業、三次産業ですかね、そこら辺もメリハリ付けて少しぐらいまわしていただければどうかなという気もするんですけど。そこら辺どうですか。

○町長（岩島正昭君）

新年度からそういうふうなことをメリハリつけてですね、余りにも今まで第一次産業に集中投資をしたんじゃないかということで、他の市町村に比べれば我が太良町はもうほとんどその一次産業についてはもう補助金ば、何にしろ補助金補助金で、結局 2 年ぐらいつぎもう補助金出ん、もう止めたと。で、次何かせんかて言うたら補助金あるかていうふうなことで・・・なっとったもんだから、そこら付近のメリハリをつけにゃいかんにゃということで次年度からそう思っております。だから二次産業、三次産業、もう少しそこら辺に集中できるように皆さん等の要望等聞きながら予算編成に当たりたいと思っています。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 9 時 54 分 休憩

午前 10 時 5 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

歳入（全般）、財産調査

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは歳出の審査を終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。決算書では 15 ページから 62 ページまで、及び 320 ページから 327 ページまで。行政実績報告書では 20 ページから 35 ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○税務課長（江口 司君）、財政課長（大串君義君）

《 歳入の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

○牟田委員

16 ページのその税についてですよ、これを元に戻って、1 ページの一覧でちょっとお聞きしていいでしょうかね。これが一番わかりやすい。まとまってわかりやすい。2 ページ。これずっと一覧になつとる。これがわかりやすかとじゃなかかな。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

どれですか。

○牟田委員

決算書の大体 15 ページからなつとるばつてん。ここの 2 ページのところがちょっと一覧表になってわかりやすいので、それで質問していいでしょうか。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

はいどうぞ。

○牟田委員

まずその収入の基本になるこの収入未済額がここにずっと、町民——上から4行あるんですよ。これは21年度の関連の分かどうかちょっとお聞きします。

○税務課長（江口 司君）

税金でいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）決算書の2ページの町税の収入未済ということでもいいんですかね。

お答えします。

調定額に対してですね、不納欠損と、それから未収金ですね。それは、徴収率の関係ですね。平成21年度につきましては、町税については94.7%でございますので、現年度、過年度合せて2ページの一番上の未収金のトータルで35,464,673円についてはですね、現年度、過年度分の未収金があったということで、その額がここに掲載されておまして、あとは予算現額C-Aというのは、収入済額と予算現額との差し引き勘定になりますから、そういうことでこの一覧表ができているということでございます。

以上です。

○牟田委員

いや、これは過年度とかなんとかも含めてですが、このここに出てる数字はそしたら過年度も21年度の単年度もこの中に含まれているということですか。それとも21年度だけで。そこのところちょっと質問しています。

○税務課長（江口 司君）

現年度については現年度課税の分ですね。それから過年度分については、従来から例えば——全科目からいけばですね、平成4年度からの滞納があるわけですがけれども、その分が全部・・・。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

答弁者。質問に簡明に教えてください。

○牟田委員

ちょっとよか。ほかのところはずっと我々も中身見て知っとるけん、この表に含まれるこの数字が単年度分なのか過年度分も含まれとつかというのをちょっとそいだけ答えてもらえばよか。

○税務課長（江口 司君）

えっとですね、決算書の16ページにですね・・・。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

どちらかということ。

○税務課長（江口 司君）

過年度分も含まれております。

○議長（坂口久信君）

23 ページあたりからずっとこう———いろんな税が全部、全部とは言わんですけども、ほとんどマイナス。あと地方交付税とかね、地方特別———その辺が幾らかこう、こっちの地方交付税含めて幾らかプラスというようなことで、これを見よれば、非常に不況に影響されてこういう状況になつてると思うとですけども。そんない地方交付税、譲与税あたりで補填をされてどうにかしていきよるわけですけども、この何でこぎゃん、その辺でせろというようなことで、多分今後ですね、町あたりはやっぱりこの不況というのが多分何年かは続くんじゃないかなという気がします。先ほども下平副議長かれこれ質問があったようにですね、この税を何のためにやったかということは、やはり地方に活性化させるために多分やったと思うわけですね。そいけん先ほども町長ある程度答弁はされましたけれども、その辺についてですよ、今後取り組み方ですか、もう言われとっけん大概あんまい答えは変わらんとおもいますけれども、今後やっぱり取り組み方についていろんなその業種もあるわけですから、そりゃ第一次産業から第三次産業、建設業いろいろあるわけですから。その辺のやはりいろんな配分の仕方、やっぱり今回は特に肝入れてやっぱり慎重に時間をかけてよかけんですよ、見直しを本当していただいて、一遍ぐらいはその違う方向性をまずしていただきたかというのをですね、ぜひその町長の気持ちはわかっておりますけれども、その辺はやっぱりぴしゃっとやっぱり各課にやっぱり浸透させるためにですね、町長のやっぱり指導力をぜひ発揮していただきたいと思っておりますけれども。その辺については町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

こういうふうな世の中不景気で、税収もなかなかマイナスマイナスという状況の中で、果たしてそのそこら付近の手当てをせんことにはますます停滞するということですね、今までの予算、結局今までの従来のいろんな事業が予算等々で組みよったですけども、そこら付近の事業の見直し、各課の代表で若手の職員、管理職だけじゃなくして係長クラスも入れたところで事業の見直しを今後徹底的に洗い出して、そしてそれを見たと新年度予算を組みたいというふうに思っております。だから今までぎゃんしとったけんぎゃんじゃなくして、新たにどういうふうなことが活性化につながる事業があるかということをもっとバリアを張って、補助事業あるなら補助事業にかぶついで、そしてそのプラスアルファで町も突っ込んでいくと。町費をですね。そういうふうなことを今後新年度については特にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長は明確にここでこう答弁をされておりますのでですね、各担当課長さんたちも

その辺を意識を持っていただいでですよ、やっぱり自分のところの事業あたり———そりゃ予算は全部皆さんそれなりにとりたか部分もあろうかと思ひます。やっばいあいどんそういう中で、今までの前の事業がどうであったのかね、その辺もやっばい一遍担当課は担当課でやっばい—たんこう調べてさ、そして付くところは余計付けてでんよかやなかね、今町長言われるようにさ。その辺なあいどんだらだら今までやってきたとに対してはさ、やっぱり自分たちの中でやっぱりある程度努力をしてですね、そしてやっばい予算編成に当たっていただきたいと思ひますけれども。まずこの課長の代表の総務課長、一言あんたたちの意思を聞いとかんことにはさ。まとめ役やっけん。よろしく。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

町長の答弁のとおり、日頃から町長もそういう方針言われておりますので、職員一丸となって太良町の活性化に向けて取り組みたいと思っておりますので。職員それぞれ思っていると思ひますけれども、議会サイドも御協力をお願いします。

○議長（坂口久信君）

財政課長ちょっと。財政課長のあいも聞いとかんぎとちょっといかんけん。

○財政課長（大串君義君）

財政課としましては、予算については自由に使える財源というのは限られております。それで、有利な起債とか補助金等を活用して、十分活用してもらって、予算の範囲内です、スクラップアンドビルドということで、やはりその実際の事業の評価、今までしてきた分の事業の評価を各課しっかりやってもらって、当然続けていかなければならない分については続ける。さらに予算を付けてもせんばいかんというようなこと等も考えて、さらに新規事業についても地域の活性化につながるような分についてはですね、財政としても予算的には十分配慮したいというふうに考えとります。

○木下委員

町税についてお尋ねをいたします。

町税の繰越分ですけど、今年現年度の不納欠損額ないわけですが、繰越分の不納欠損額についての説明をちょっと求めたいと思ひますが。よろしいですか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

21年度の不納欠損についてはですね、地方税の時効の分については561,900円と。それから15条の7というのは、特別消滅ということで財産がなかったということなんですけども、それが1,983,440円ということなんですけども。18条の時効については17件ですね。それから特別消滅については21件ということでございます。

以上です。

○木下委員

ちょっとまちっと詳しくね。例えば繰越分の町民税の不納欠損額と、そこから固定資産の不納欠損額と軽自動車の欠損額の内容、理由。こいちょっとおわかりになったら・・・。

○税務課長（江口 司君）

まず 18 条の時効の分ですね。町民、町県民税になつとりますが、これが 3 千円。それから固定資産税が 300,400 円。国民健康保険税が 222,500 円。それから軽自動車税については 36 千円と。この内訳はですね、財産なしが 7 件。所在不明が 3 件。トータルの 10 件と。それからもう一つのほうですね、即日消滅のほう町県民税が 65 千円。固定資産税が 438,800 円。国民健康保険税が 472,440 円。軽自動車税が 7,200 円と。内訳がですね、財産なしが 4 件。所在不明、死亡 3 件。トータルの 7 件ということでございます。

以上です。

○木下委員

町税等の収納嘱託員報酬ですね。この方のこれに携わって努力をしてもらっているというふうに理解をしておりますが、もう一番やっぱしこの不景気ということでもありますが、やっぱしこの滞納。滞納がもう総額で 8,600 万とかいうような大きな額になって、ますます収納率が悪いということですね。そいけんこの辺をいろいろな協議をなされているかと思いますが、このままいけばますますちまたでは、やらんとは取ら得んとんばというような話も聞きました。その辺について今後の取り組みとしてはどういう考えを持っていらっしゃるでしょうか。まず、担当課長お願いをいたします。

○税務課長（江口 司君）

収納率をちょっと参考に申し上げときます。国民健康保険税についてはですね、平成 21 年度については現年度課税分については 96.3 ということで、佐賀県下で一番。これは 3 年連続ですけれども一番になつとります。それから町税についてはですね、これは佐賀県内でも平成 20 年が 5 人、21 年度も 5 人ということで、かなり上位にきとるわけですが、そこで委員おっしゃるとおりですね、平成 22 年度については佐賀県の滞納整理機構ということで職員を 1 名派遣して、現在佐賀県の玄海町からうちのほうに徴収に市町村からの集合で玄海町の人が太良町に収納に入るとるわけですが、8 月末ですね、町税でいきますとですね、これは国保税も含むわけですが、20 年度末で 38,114,633 円あったものですね、滞納整理機構が一人入ったことによって 3,412,758 円ということで 8.95%の徴収率になつとりわけですが、今まで預金調査とかなんとかやっていたわけですが、預金の差し押さえと生命保険

の解約はですね、県の派遣が来たためにですね、今までうちが手の届かなかったかゆいところが 22 年度からはそういうところに手が届いてですね、納税者意識も若干ですが上がってきたということで、22 年度後半から来年度までで一応滞納整理機構は 23 年度までになっとりますから、そこを活かしながら徴収に努めてまいりたいというように思っております。

○木下委員

はい、わかりました。町税等の収納嘱託員の報酬は、前年度にしたら幾らか 10 万程度の増額に成績が上がっているということにわかりますが、これはやっぱり現年度分は徴収はしやすかろばってんさ。やっぱりここに収入未済額に挙がっているように、やっぱり繰越分、過年度ていいですか、そういったものの徴収が非常に困難じゃなからうかと思いますが。この比率は、この嘱託員の収納嘱託員の比率は、どっちのほうにウエイトが上がってこの 10 万がふえとる状況でしょうか。現年度と過年度との。

○税務課長（江口 司君）

委員おっしゃるとおりにですね、本来は過年度分は職員が取ると。それから現年度についてはですね、現年度の滞納をいかに次年度に繰り越さないかというのが基本であってですね、現年度が大体 21 年度実績から申しますとですね、31,419,100 円のうちの 21,977,950 円、約 3 分の 2 は現年度が取っております。徴収嘱託員の場合はですね。あと 1 割は 9,442,150 円、3 分の 1、約 3 割が過年度ですけれども。いずれにしても現年度分をいかに滞納を押さえるかというのが課題でですね、過年度分についてはまあ差し押さえなり預金解約等を今後とも実施していかなければならないということですね、徴収嘱託員についてはもう現年度を重視しているということでございます。

以上です。

○見陣委員

報告書の 34 ページお願いします。諸収入の中にたらふく館指定管理収益配分、たらふく館、漁師の館ですね。前年度からすれば、たらふく館の場合は 100 万ちょっとふえてるんですけど、漁師の館も入っていると。この内訳。まず内訳を。そして内訳と町内産の販売が何%、全体の何%ぐらいあるのか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

申しわけございません。内訳といいますと。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

町内産品の割合。

○企画商工課長（桑原達彦君）

いや、その前の、その・・・。

○見陣委員

金額が前年度から 100 万ちょっとたらふく館の分上がってるですね。そして漁師の館も 11 年度から入ってるみたいなんですけど。そこら辺の。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たらふく館の配分額につきましては、20 年度が 1,001 千円で、21 年度が 2,223 千円ということで増額をしております。これについては、経常収支利益の 2 分の 1 ということで配分をいただいておりますので、売り上げはもちろん、利益が倍増したという理由でございます。

漁師の館につきましては、指定管理を 21 年度から始めておりますので、20 年度はございませんでした。21 年度から新たに 1,136 千円の配分をいただいたという経過でございます。それと地元産品の売り上げがどのくらいの割合になっという御質問なんですけれども、たらふく館さんの総会資料でいただいた分につきましては資料ではですね、約 73.1%が生産者からの出品分ということで、地元産品ということでデータをいただいております。

以上でございます。

○見陣委員

町内産が 73%ということなんですけど、まあ果樹、惣菜、全部合せてのことでしょう。果樹、惣菜、町内産の産物すべてにおいてが 73%ということですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

はい、御指摘のとおりトータルでございます。

○見陣委員

それで、ちょっとたらふく館のことは余り我々も足を踏み入れないところなんですけど、できればですね、今後収支決算というかそこら辺を年に 1 回ぐらいはちょっと我々議会にも見せていただけないかなと思うんですけど。そこら辺はできますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

公表の方法については検討をさせていただきたいと思っております。

○木下委員

その関連としてお尋ねをしておきます。今ここに 2,223 千円の数字が挙がっておりますが、これはたらふく館の売り上げの何%に当たる金額でしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

委員何%という御質問なんですけれども、たらふく館さんの分は、レジの売り上げの金額がありまして、そこから生産者への分をお支払いになられて、その後の分で実際の

収入、そして経費を引かれて利益ですから。ちょっと売り上げ、純粋な売り上げの何%というのは、ちょっと数字が、正確なものは申しわけありませんがつかめておりません。

○木下委員

その純粋なね、最終の精算からの比率で、概略で結構と思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

売り上げに対する率で申しますと 1.6%。

○木下委員

はい、わかりました。そこでね、やっぱり3億からの一般の人がおっしゃるには、やっぱり3億からの売り上げを売り上げて、やっぱり町内の小まい業者には相当負担は大きいと。そこで、施設のやっぱり経費等にも還元する意味で、町にある程度売り上げからのね、もう少し町に入る金をふやすような話し合いはできないかというようなことですが。いかがですか。町に入れる分を幾らかでももっとふやされんかという声を聞くんですが、その辺についての向うとの話し合いはできないのですか。お尋ねします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理者制度が始まったのが平成20年度で、その時点でいろいろお話し合いがございまして、純粋に利益が出た分の2分の1を町のほうにということで、町のほうとしては、その辺の土地の使用料なりいろんな部分で、今工事した部分ということでいろんな計算をされて、それとたらふく館さん、漁師の館さんの安定的な経営をしていたただかなければならないというようなことで、利益の2分の1ということで今規定をさせていただきとります。それで、逆に実際生産者としてはですね、町の配分を減らしてでも使用料、手数料を減らしてくれという御意見もありますし、その辺を総合的に考えまして、今始めて2年間ですかね、今年度で3年目になりますけども、そういういろんな意見をお聞きしながらまた検討を重ねていきたいと思っております。

○平古場委員

たらふく館ですね、売り上げに対してかどうかわかりませんが、文化スポーツに対して助成金をもらってますでしょう。あれは売り上げに対してですか。その程度に達しないともらえないということで、常に毎年もらえるのかですよ。ことしはバレ一部とか野球部とかにももらいました。ちょっとその説明をお願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

これはNPOたらふく館のほうの地域貢献事業ということで、町内の文化、スポーツクラブ等について貢献事業として自ら法人の中から支出をさせていただいておりますので、それが売り上げに対する何%じゃなくてですね、それは法人の中で貢献事業

として実施されてるようですので。それはことしの総会等も出席をさせていただきま
したけども・・・充実からみてですね、そういうことは続けていきたいということで
話をされております。

以上です。

○平古場委員

そしたらもう売り上げに関係なく、毎年申請をすればもらえるんですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

売り上げに関係なく、どうかわかりませんが、たらふく館さんの経営の中で
すね・・・のある分については地域貢献をしていきたいという趣旨で事業としてされ
ると理解をしております。

○見陣委員

同じたらふく館ですけど。先ほど組合員の方から町に配当金、配分金か、それを削
ってでも組合員さんの手数料を下げろていう話聞いたんですけど。何年か前にサガン
鳥栖かどっかに寄付やったという話も聞いたんですよ。もしそれが本当ならですね、
まず町内の組合員の方を優先に考えてもらうような指導はしてもらえんですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

NPOたらふく館さんの非営利部分でいろんな事業をされてる分について、社会貢
献の部分と営利部分がありますけれども、その辺の経理の仕方ですらというふうな利益
の配分をされるについてはですね、行政として法人の経費の云々の直接指導というの
もなかなか難しいと思いますけれども、実際その出品者からすれば手数料が安いほう
がいいというようなところがどこの市町村一緒なんですけれども、手数料についてよその
市町村との比較をすれば決して高くないということで理解をしているつもりであります。
それからあとNPOたらふく館さんの中の考え方もございますので、そういう意
見が当然あるのは私どもも聞いておりますし、たらふく館さんのほうも耳に入ってお
ると思いますので、その辺は情報交換をしてですね、年に数回の会議がありますので、
そういう意見があったことをお伝えをしたいと思っています。

以上でございます。

○山口巖委員

ということは、昨年の3億7千万の売り上げですよ。そうした場合の手数料、20%
した場合は、3,700万の2倍ということで運営するということ。それでいいわけですか。
手数料20%。最初それからお願いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

実際生産者が持ち込まれた部分で販売をされた金額の町内の会員さんについては手
数料が15%。町外の会員さんについては20%。あと冷蔵保存、加工施設の使用をされ

た場合はプラス5%ということで手数料をいただいておりますということでございます。

以上です。

○山口巖委員

ということは、地産地消ということで今73という数字を言われましたけども、この地産地消と我々の地産品との考えというのはちょっと違うんですね。何で違うのかというと、たらふく館の地産品と言われるのは、太良の業者さんが市場から仕入れて、長崎ならでもいいんですけど、市場から仕入れて、その業者さん出した数字も含めての73%じゃないかと。こう考えるわけですよ。だからあくまでも太良町で生産されたうちの数字じゃないかなと。私はそういうふうになんか感じとります。それとですね、やはり民間と考えると、仮に3億7千万の15%したときの運営で利益が400万出て200万を町にという、その辺の考えですね。それともう一つは、今平古場委員が言われましたように、NPOのほうにその資金をやって、そういう地域の活動ということが多分100万ぐらいの年間の枠が用意して、されてるとは思うんですけども。その辺の使い方ですね。今見陣委員が言われましたようにサガン鳥栖に佐賀牛を。果たして太良町で佐賀牛をやって太良の宣伝に果たしてなるのかなと。そういう疑問にも思いますが。その辺の指導なりもう少しこういう声が上がってますよというような――総会の時に出席したということではありますが、どういう、まあ出席、ただ話を聞くだけであったのか。私はこういうふうに思ってます。こういう意見がありましたよと。そういう場があったわけですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

総会前に評議員会という会議がございまして、そこの中に町としてオブザーバー的な形で入ってですね、総会にかけ前の資料等を説明を受けて、その辺のわからない点の質問等をいたしとります。それで、経理自体の分の突っ込んだ部分についての議論はそこではございませんけれども、内容等の説明とですね、行政側としてのたらふく館さんへの考え方等、あるいは町民にこういう意見がありますよというようなことについては、評議員会の中でお伝えをしておるというような状況でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

私は実は総会に行ったわけですけども、総会の中では今課長が言ったように、うちの考え方なりは伝えて、あいさつの中で話をしております。それで総会の内容を見ておりますとですね、やはり会員の方、その生産者あたりが来られとるのももうわずかと。そして意見がですね、今言われたような、例えばもっと自分たちに対して利益

がこいだけあるのなら、もう少し手数料を下げてくださいとか、そういった意見というのは余り私は聞いた記憶がございません。ですからそういったところですね、もっとやはり生産者の方あたりもその総会の中ではっきり言ってもらうのが一番いいんじゃないかということは思っております。

○山口巖委員

ということは、どうして意見が出ないかということは、募集するときに野菜をつくる、さあ何を出品しますということで登録をして、加入金が10千円ですかね、一番最初。ああいうふうな格好でやったわけですよ。ということは、やはりおばあちゃんとかおじいちゃんたちがとか奥さんたちがつくということで、その会員そのものが総会に出席してどういう意見か。総会そのものにもあんまり出席したことないという、そういう組合員が多いわけですよ。だから途中でああいうふうは何年5年前ですかね、法人化になすときNPOになすときにも相当問題が起きたと思います。ということは、何もNPOそのものも説明というのあんまり組合員にしっかりしなくてですね、老人とか奥さんたちだったからかわかりませんが。そしてああいうふうになって納得してああいうふうな組織になったということは、組合員全部がどのくらいの割りが聞いてませんけども、そういう経緯がありますからね。100%かある程度の納得あってああいうふうになったというのは聞いてりませんから。そもそも出席が悪いというのは、もうはっきり言って生産者が諦めたという、言ってもどうせという、発言してもとり入れてもらえないとか、ということも諦めで出席していないということもあるのも事実なんです。だからもう少しその辺も今言うように、町のほうからもう少しこう50万以上の工事は町からやるような格好になってるわけでしょう。多分そうなると思います。そういう大きい投資をせにゃいかんのですからですね。また台風が来たらすぐせにゃいかんわけですよ、町から。その辺だからもう少し経理をしっかりしてもらうか、やはり手数料幾らか努力ができないものか。その辺をもう少しこの町からの行政指導というか、そういうふうなどをして、もう少したらふく館と出荷者というか組合員ですね。その人たちがもう少しこ密になるようなそのあいなかに行政が入ってやらにゃ、もうはっきり言って諦め気味なんです。もう一つはですね、定款にあるんですけれども、再任を妨げないということで、役員が全部そのままですよ、最初から。あれは監事からあれから。あの辺もあるんじゃないかと。はっきり言って半分の方はもう入院とか病院通いですからね、役員も。その辺もある程度やはり・・・いや本当ですよ。一人は死亡者もいるんですから。ああいうふうな格好ですから。やはり行政からもう少し強くね。課長がなかなか出て行って言うのもそれは無理だとは思いますがね。こういう声が出たということは文書で出してもいいんですから。やっていただきたいと思います。どうですか課長。

○企画商工課長（桑原達彦君）

NPOたらふく館さんについてはですね、太良町の指定管理者でもありますし、その中で自主的な運営をされてる部分についてはもちろん尊重しながらやっていかなければなりませんけども、あくまでも町の施設を使って指定管理者として指定をしておりますので、実際の町民の皆さんを対象として会員で成り立って多くの町民の方が多く、また遠く町外から多くの顧客もございますので、行政としても果たすべき役割をですね、皆さんの意見等も聴取しながら伝えていきたいと思っています。

以上でございます。

○川下委員

今たらふく館の話ばっかいこう出よったばってんですよ。町税が減った要因ていうのがですよ、不景気不景気ばっかいじゃなかと思うとですよ。太良町は一次産業の中で、ミカンですね、ミカンがやっぱりセールス、またカキとかタイラギのセールス、観光にしても一緒ばってんが、すべてに於いて町長もトップセールスはしてくいよるばってんが、担当課長さんあたり皆さんでやっばいトップセールスをしてもらわんばいかんとじゃなかかなと。それで私も建設業もしよるばってんがですよ、建設業においても一緒ばってんが、やっばい建設業ていうとは雇用の場でも一番大事な部分じゃなかかなと。そういう部分でも少しでも町税を上げるためにもですよ、なるべく町内業者を優先的に使うとかですよ、そこら辺も副町長もいろいろ学校のほうですね、耐震補強にしろなんにしろ言ってもらえてますけど、そこら辺でももっとこう強く言ってもらいたいなと思いますし、議長も先ほど言いしゃったごとですね、やっば町長一人に任せてですよ、町長が何とかするじゃろじゃのうして、やっばい担当課長さん含めてですよ、皆さんがやっばいそこんたいはしてもらわんばいかんじゃなかかなと。今財政課長、企画課長が一人で答えばしよんしゃったばってんですよ、たらふく館の問題も含めて、皆さんでやっばいこいはしていかなばできんじゃなかかなと。切にそういうふうに思います。正直な話、私も新潟のほうにも支店を出して、あっちこっちから何とか仕事んばと思うて日本いっぱい走り周りよるです。まあ太良町の担当課長さんたちにそこまでせろて言わんばってんですね、非常に港湾事業もやっばい日本いっぱい、善徳さんたちも今もう茨城に行ってくれとるしですよ、肥前さんたちも奄美のほうに行ってくれとる。そうやってですね、よそに行って稼いできて町税を払いよる。それでも追っつかんです。そこら辺のですね、やっばい含めて。今国のほうもですよ、新規の人を高校卒業、大学卒業を使こうたら幾らかでも助成するとか補助金を出すとかというそういう部分もですよ、町内業者を育てる意味でも、ミカンにしろ漁業者にしろ、そこんたいも含めて、やっばいさっきも議長も言うてくれたごとですよ、本当に太良町に住んでよかったなて言えるような、やっばい12月に予算の組み方を切

にしてもらいたいなと思います。もう一回町長の答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

それはもうおっしゃるとおりですよ。でね、結局職員もそういうふうにならんと、気になって、もう少しこの太良町の活性化に向けてほしいというのは、最終的な税収も落ち込んで、交付税も落ち込んだ場合どうなるかと。結局職員の給料を下げにやいかんとですよ。だから自分たちのためにもね、もう少し職員も親身になってそこら付近の対策ていいますか、ある程度頭を使ってどういうふうにしたらいいかといふような予算の組み方にしろなんにしろそうですけどね。そういうふうなことで、今回はまあ予算の説明会等々も新年度予算説明会等も計画しておりますので、その中でも全職員の中でそういうふうなことを言っていきたいと思います。

○牟田委員

今のいろいろ質疑を聞いてちょっとわからなくなったんですが、たらふく館の指定管理は、範囲として建物の指定管理を建物とか広場とか、それについての管理者としての指定をしとつか、今の話を聞いていたら、中のその商売まで何か指定しとつかじゃなかつかていうごたる誤解を招くようなその受け答えの話のあいよとばつてん。大体町が指定管理者に管理を指定しとるのはどの部分をしとるのか、ちょっと説明してもらいたいですね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

たらふく館、NPOたらふく館さんは、建物の敷地内ですね、本館と別館の建物敷地内を区域でいえばそこを指定管理者として、建物のそこの中での運用はどういう形で事業をされるについては、その事業をするについては、条例上で手数料あたりはこの手数料でお願いしますということをやとります。ですから建物の範囲で言えばその建物の敷地ですね、その敷地の範囲内。そこでの事業運営については、こういう事業についてはこういう手数料をとって、手数料内でやってくださいという条例規定になとります。

○牟田委員

そしたらその売とる品物に対しての管理とかなんとかいうごたつこは町が指定しとらんなら、それについて我々がいろいろ言うとはちょっと、ちょっとおかしいなと思ってさっきから聞いてるわけですよ。そいけんそこら辺は、我々がここで議論するのは、町が指定している範囲内のことで話がずっと進むならいいんですが、何かその中で扱われている品物なんかも町が指定しているような、ちょっと誤解を招くような答弁とか質問があつとるわけ。そこんところきっちりちょっと分けて説明ちよつとしてください。

○企画商工課長（桑原達彦君）

指定管理制度につきましては、その施設並びにその運営についてのほうを指定管理するわけですので、原則からいきますと、そこで町が町の施設を指定管理をしたということは、その中での運営の責任についてはその指定管理者が負うということで、それに特別にそれが・・・とか住民の以外に直接関係ある部分が問題が出る場合にはですね、その辺は指導ができるという形になとなります。原則的には、その経営についてはその指定管理者の責任において判断をされてしていただく。しかし条例事項で規定している分については守っていただくという形になとなります。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ちょっとそのことについてちょっと私も……。それはたらふく館はですね、今指定管理制度によって非営利法人のたらふく館に指定管理をしておるわけですがけれども、ここを建設したいいわゆる議会の議決した意志というのをはっきりやっばいしとかんばいかんわけです。町内産品の特産品販売所ですよ。これを目的として町は建設を提案してね、議会は議決をした。それが議会議決の意志ですよ。そこがやっばい守ってもらうためには、やっばい町内の皆さんがやっばいそこに物品を販売して、利益を得て、活性化につなげていくというのが大きな目的なんです。だから町内産品と、町内率は幾らなのかということ指摘されよってはそこにあるわけですからですね。全くスーパーではないわけですから。やっばいその辺をですね、やっばい担当課としてもちゃんとした指定管理に出す場合の条件として、これはもう何%がね、やっばい限界があるわけですから。当然品揃えていうとは必要です。そこでどこまで可能なのか、そこはどう努力をするのかというのはやっばいね、指定管理者としてのたらふく館も努力をしてもらわんばいかなと。そこはやっばいちゃんと検証をしてください。

○山口巖委員

ということは、ちょうど一緒の意見なんですけど、これはですね、今運営ですけども、その前に設立委員というのを2年間かけて委員会というのを立ち上げて、一次産業を中心にやってきました。そのときの会長、商工会の会長で音頭取り、2年間各直売所とかいろいろ交通量のある機関を使って調べたりしてやってきたわけです。そしてさあ設立委員、さあ建てますというところまでは私たちが管理した、農協なり果協さんなり森林組合、漁業、二つの漁協なり。もちろん商工会さんも入ってます。しかし、調査とかいろいろする前の備品が不足してる。その資金では町のだけの資金では足りないということで、各組織、組合が50万ずつ出資して、出資金で出した組合はもちろんあります。しかし、寄付でやった組合もありますから、回収がなかなかきかないということで、今現在たらふく館にそれだけのお金350万ですかね、足した場合。そがしこはまだ出とるわけですよ。そういうこともありますから、まあ運営は私たちがやっていますので、そういうのはやはり私たちも納得できないことであります。

そして、そんな時そのつくる時の声がですね、やはりその太良町の産物を残したいというのと、一つは大きな目標は、アンテナショップにしたい。太良町のこの農産物、漁業の産物全部売りたい。宣伝したいと。それが一番大きな声だったんですよ。しかし、今はもう私考えると、やはりそこのエレナと一緒に、競争売り上げしてるような格好で、今73%と今数字も出ましたけれども、それはそれでいいとしても、そういう格好ですからね。もう少し私たちが思うのは、せっかくこっちで採れた海産物、農産物含めてですね、全面的にもう少し、全面的な前のほうでというよりも、何か宣伝も含めて売り出していただきたいと。こういうふうな格好で前企画課長がいる時は、新しく建てるのは太良町のあすこは宣伝をするんだ。そこで太良町のためにそれをつくるんだという説明でもう一戸建てたわけですよ。しかしその運営委員さんたちの運営の仕方ということで、大したメリットも出てきてないという現状じゃないかと思えます。だからやはり今のもちろん売り上げを順調に伸ばしていただいていることは、やっぱり努力をされてることは認めますが、やはりその設立するときの原点をもう少しこう考えて運営していただきたいと思えます。

以上です。

○企画商工課長（桑原達彦君）

先ほどから地元産品の売り上げの率というのがですね、たらふく館の設立の当時の趣旨に一番大事な部分だという御意見をいただいております。この分については、毎年評議員会の中でも行政としても確認をさせていただいて、その部分についての説明も一応求めております。それで、今年度の説明におきましても、当然自分たち、たらふく館さんに於いても、設立の趣旨から、町から施設をつくっていただいておりますので、町に還元するためには地元産物の率を上げることが一番大事だということをお認識をされてる点を強調されております。行政のほうもそれをぜひお願いをしたいというふうにお願いをしています。それで、年間通してですね、どうしても夏の時期に野菜類が不足するというので、その分が課題ということで、いろんな組合員さん、生産者の方に夏の野菜類についての取り組みをお願いをしたいというふうな形で努力をされているというような話を私どもとともにさせていただいておりますので御報告をいたします。

○副議長（下平力人君）

今の問題なんですが、私たちも評議員として参加をさせていただいてるわけですよ。それでいわゆる太良町内の農産物が73%。農産物その他が73%という中でですね、やっぱり今課長言われるように、何とか町内の農作物を売るためにはどうすればいいのかという検討会みたいなことをしながらですね、じゃあその少ない時にやっぱりないよということじゃなくて、やっぱりハウスであるとか対策を練ってですね、できるだ

け町内のものを売ると。それと同時にですね、やっぱりあいうお店というのはお客さんを集めにやいかんもんですから、これはないですよというわけにはいかない。その分についてはですよ、町内の農産物等があるのはもう絶対寄せないということでやっておられるということですから。せつかくあれをつくってですね、途中でその赤字になりましたやめましたということになるとまた大変ですから。そういうところを幹部としても一生懸命努力をされとります。ですから来年は73%、ことしは73——去年ですね、言いよったですが、もう少し上がるんじゃないかなろうかというふうに思っています。

○議長（坂口久信君）

いろいろな意見が出ております。牟田君の意見も確かにですね、はっきり言うて指定管理した以上、中身についてはいろいろあんまり例えば役場にしろ議員にしろ関与せんとが一番よかとじゃなかかなど。まあ基本はそがんですね。あいどん設立当時の趣旨をすればですよ、もういろいろ言う必要はなかとぼってん。あくまでも議会も執行部もこれには絶対幾らかは関与しとかんぎとどこまで進むかわからけん、あくまでもその設立の意志を尊重——我々の意見とか町の意見を通すためには、これは幾らかでも関与しとかんばいかんというのが我々——例えば私自身の考えであり、例えば町あたりもそんな考えを持とかんぎとですよ、どこまで変なとこに行ったりなんかしたときの歯止めが効かんということですのでですよ、幾らかはやはり言うべきことは言う、ですね。ということで、我々は当時そういう委員長も言われたようにそういう考えを持っておりますのでですよ。この議論ば長々としても仕様のなかけんね。この辺で町も議会も幾らかの関与は持つということで終わらせていただければと思います。

○所賀委員

報告書の34ページでですね、諸収入の中で、消防団員退職報償金が6,043千円という、この収入になっとつとですが、この報償金収入の流れとその中身についてちょっと説明していただきたいと思えます。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

消防団に対する報償金についてはですね、支出の部では消防団員と公務災害補償共済負担金ということで、毎年団員かける19,200円払とります。それで、これは退職報償金の掛け金ですけれども。今回21年度で60,403千円については21名の方が退職をされましたので、その年数によって退職金が変わってくる。これについては条例で退職報償金について幾らというのは書いてありますので、その金額はそのままここに記入されるということで、21名分の6,403千円そういうふうになっとります。一番長

い方で 50 年 11 ヶ月の勤務年数がありましたので、この方が一番長いと。一番短い方で 5 年。5 年刻みですけれども、そういうふうになっています。

○所賀委員

我々が消防団員の頃は、5 年刻みで 5 年勤めた方も 9 年勤めた方も同じような金額やったという記憶があつとですけど、今はどんなふうになっていますか。

○総務課長（岡 靖則君）

今も一緒です。5 年刻みで条例にのってる退職報償金になってます。

○所賀委員

この退職報償金というともかなりの金額になるわけですし、消防団員も相変わらず 500 名というふうな組織になってますけど、この辺も報償金あたりも含めながら団員を減らす、1 割減らして 450 名だとか、400 名だとか。やっぱり 3 大行事あたりの出方を見てますと、限りなく 500 名に近いような出席率じゃないように思います。その辺をもう一回見直して、幽霊団員といいますか、そういった洗い直しをしていただいて、これも節約につながると思いますので報償金あたりにも関係してくると思いますから、そういった努力をする必要があるとじゃなかかなというふうに消防の幹部さんたちもそう話をしながら進めていく必要があるような感じがするわけですけど。その辺はどうでしょうかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今現在は、平成 22 年度は 500 名の定員、そのまま 500 名いらっしゃいますので、前段でも——山間地区の方が団員に入ってもらって、今団員の確保がそういうふうに協力的にやってもらって、各区からの団員が今ふえてる状況じゃありますけども、そういう全体的な見直し、部の統合とか検証しなくてはいけないかなとは思っています。

○山口巖委員

ということは、消防で大きな数字では報償金と功労金というのが出てますよね。あれだけ大きい数字で、やはり大きい——人員は余り変わらないような気がするんですけど、やっぱり大きい——意味が違うわけですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

退職報償金については 5 年刻みしかありませんでしたので、その狭間を埋めるということで退職功労金を出した、当初支給するようになったという状況でございますけれども、50 年勤務されて退職報償金 90 万程度、50 年で 90 万ということですので、非常に・・・の金額ですけれども、こういうふうな・・・という状況があります。報償金と功労金の違いについては、報償金については 5 年刻みしかありませんでしたので、その 5 年刻みの間を埋めるためにですね、後の年数で功労金を支給するという意味で

年間 4,500 円ですかね、支給するようになっております。

○牟田委員

再度お尋ねします。

この消防団退職報償金は、これはどこから収入があったのか。今のほかのとは全部項目見よったら大体出どころがこっから出た金やろうていうとのわかるんですが、これは団員から出たのか、どこか県か町から出たのか。この元の出どころはこりゃ、収入の元はどこですか、こりゃ。

○総務課長（岡 靖則君）

先ほど歳出のところちょっと説明しましたけれど、消防団員等公務災害補償基金のほうから。組合のほうにですね、共済基金ということで、そこの組合がありますのでそっこのほうにお金をお支払いして、そっからまた返ってくるということですね。

○牟田委員

これは消防団の方の一人当たり幾らとかいうごたることで徴収して積み立てたお金か。それとも町か県が出した、どっちのほうかね。

○総務課長（岡 靖則君）

これは支出のほうでありますけれども、消防団員等公務災害補償基金共済負担金ということで、退職報償金の掛け金ということで、町費で 500 人かける 19,200 円ということで年間 960 万円お支払いをして、その中で今回 21 名の方が退職されて、その分の 6,403 千円が戻ってくるということです。

○山口巖委員

ということは、共済負担金、そして共済掛金というともあるわけでしょ。ありますから、ちょっとそこの何かちょっと 1 字違いぐらいですね・・・。

○総務課長（岡 靖則君）

消防団にはですね、支出のほうを見てもらえればわかると思うんですけども、防火防災訓練災害補償等共済負担金とか消防団員公務災害補償組合負担金とか消防団員等公務災害保証共済基金負担金。まず訓練等で事故があったときとか、それとか公務上の事故。それと福祉共済については消防団員の医療的ですね、消防団に協力してもらってるということで、災害時死亡等に対するそういう弔慰金、傷害給付金。それと退職補償掛金については、消防団が永年消防団に携わっていたことに対する労務に報いるために退職報償金を支給するという分で、退職報償金についてはそういう 6,403 千円・・・。

○山口巖委員

ということは、課長は 23 年度までには何か消防のほうもちょっと見直しとか考えよるというような前日でしたけども、そしたらこういう全部含めてですね、消防団一人

当たりどのくらいの経費がかかっているのかというのは試算した数字ありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

試算はしておりませんが、割り返せば出てくるかと思えますけど、予算がありますので、非常備で消防費の予算を消防団員一人で割れば、消防団員にかかっている経費が全部出てくるかなと思っております。

○山口巖委員

ということは、やはりですね、今 500 人枠というのを物すごくとられてこうこのままでということやってるようではありますが、やはり町外に働きに行かたて、夜勤町外に、夜勤は今度は町外でとか、そういう人たちもあるということは事実ですから。やはり量をとるというよりも質を充実するという、そっちのほうが経費ももちろん削減になるし、残った消防団員の人たちも待遇もできるしですね、そういうふうなとを踏まえて早急に 23 年度までにははっきりびしてやりますという答えが欲しいんですけど。どうですか。

○総務課長（岡 靖則君）

前段でもそういう質問も受けましたし、今部の統合とか、そういうところまではお話しをしておりますので、タイムリミットを設けてやるということで今お話しをしております。そういう定数等も絡めたところもありますけども、まず、一つの部の統合というのをまず前段において、その後ですね、順次まあこれは私たちだけでできることではありません。消防団ともやっぱり協議をしなくちゃいけません。町の安全安心を守るための団員でありですので、それを簡単に私たちがせいじゃあ 400 人にしなさいと言われたら 400 人にしますというのはできないと思っています。そのためにはある程度の人員が必要かと思っておりますので、そこら辺の中身を検証しながらですね、逐次そういう見直しも図っていきたいと思っています。

○議長（坂口久信君）

今のその定数あたりは、例えば役場ができてというようなことばあんだ言うたどばってん、役場がある程度そのそういう条例ば出して議会が議決すれば済むこつじやなかつかにやて俺は感じるとばってんさ。わからんことはなかつよ、今まで消防団の皆さんにはいろんなやっぱいろんな面で貢献していただいとる。500 人体制で来たわけですよ。実際言うて。今までの我々議会もしかり、執行部の町長はじめ歴代の町長、ここにはほとんど手付かずですよ。はっきり言うてね。手付かずでやってきた。あいどん時代はどんどんどんどん変わってね、機械器具もようになったきた。そして効率もようになって多分きたでしよ。いろんな機械器具あたりも新しくなってね。そいけん今所賀委員あたりが言うように、その強制的に減らせとかなんとかじゃなくして、今 500 人体制でやって、その効果が出よるのか。400 人にして、例えばどのくらいの

効果がずっかようわからんばってんがさ。その辺なやっぱい今の現状ばこう見よってね、やっぱい消防団含め幹部の皆さんたちと話をしながらね、やっぱいあつちはあつちでいろんな考えはあると思うよ。そりゃあいどん減らさんとがよかかもわからんし、あいどん幹部あたりも団長はじめ幹部あたりもね、どがんすいぎともうこんくらいしか効率の悪かったい出席率の悪かったいすぎと減らしてもよかにゃという考え方もあるかもわからんけんさ。あんた 23 年度までで言いよつとなら、やっぱいもうちよつとじっくりそこんにきばやっぱい町の考え方、議会の考え方、そいけん議会の人たちがどぎゃんね、皆さんおられるばってん、どぎゃん考え方持つておられるか知らんばってんがさ。そこんにきも含め検討を——話てね、そしてやっぱいある程度の結論ばやっぱい出さんばいかんとじゃなか。そいけんもうあなたは 23 年度までぐらいにはどうにかというようなほかの部分は強調して言いよつけんさ。例えば団員の部分も含めてね、やっぱいその辺を含めてするせんな別にして、やっぱい話し合いをするとかね。やっぱい議会の考え方もさ。あなたたち自体もそがん思うとるかもわからんじやなかね、執行部もさ。そこんにきばそいけんはつきりとこうさせればよかじやなかかなて気はすつとばってんね、どっかで。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そういうふうに議会サイドからも言われてる分にはですね、当然消防団にも伝えないといけないと思っています。そういう部の統廃合、団員の再編問題ですね、定数の問題とか、このようなものについてはですね、私たちも消防団の幹部あたりとも協議をしながら推進を諮っていきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

確かにね、これは火災が夜だけでは決まっとらんわけですたいね。1 日中時間的にいつあるかということで、結局その団員合わせ、いわゆる 500 人確保で団員合せていのがるあると思います。だからそこら付近は、各部がもういっちょ洗い出して、幹部会の中で実質常時町内におる人が何人、町外あるいはどっかに出稼ぎをしとる団員が何人と、そこんたい洗い直しをしてですね、再度消防団の団員については、そういうふうで見直していう形を団員等に話をしていきたいと思います。それと団員等の見直しじゃなくして、今度はその各部の合併ですね。合併今皆さんたちがここに挙がっていると通りのポンプにしる消防車にしる、20 年に 1 回更新をしよるとですよ。これも部が多い場合は莫大な金になりますからね。そこら付近も極力議会も一体となって、部の統合についてもまた検討していきたいと思います。ただ、三谷がこの前何月か前消防団の合併をした場合は、結局さっきに幽霊団員とかなんとかおっしやいましたけれども、うちもほとんどが団員が町外に勤めとかなんとかおって、いざという

きにはもうおらんと。一人か二人出動せんばなんということ、区に団員から区長に相談があったわけですよ。合併をさせてくれんかと。区長同士で話してくれんかということで、江岡の区長が杉谷、早垣は一緒になって三部をつくったもんですから、そちらのほうにもお願いに行つて、了解をいただいたと。ただこれがですね、合併のあるぎ嫁さんに行くと同じことで、消防詰所の狭かけん、こっちは江岡で買うてくれんかいと。今早垣と杉谷は、土地は名義になつたけんそいば買うてくれんかいと。そして増築も幾らか見てくれんかいと。そこんたいの要望もあつたわけですよ。だから統合にした場合はそこら付近の問題も惹起するということで、今後町が合併を奨励する以上は、どこの部に統合するかわからんですけども、そこら付近の予算等の措置をせにゃいかんという時代も来ると思いますから。そこら辺も再度検討しながら進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

もうそれはぜひしていただきたいと思ひますけれども。要するに我々は単独でいかんばいかんわけですよ。当時合併は単独で行くというようなことですね、最終的に単独で行くというようなことになりました。実際そしてそがんとについてはね、例えば区の統廃合、例えば消防もしかりばつてんが、そういうことについては何のあいも言わんで、実際言うて単独で行く以上は非常に厳しいわけですよ。今後やうていく上で。やはりそがんとこいばやっぱい我々も訴えんばいかんとですけども、役場あたりもですね、やっぱい何かの折には、そのような消防だとかなんとかいろんな折にはね、やっぱいそこんにきを訴えていたて、よその状況等も聞きながらね、やはりこゝろ集約すべきは集約をしてですよ、そして特例のごとして、今町長言われるように、やっぱいしたところにはそれ相応のね、してやってもすぐ取り戻すとやっけん、こいちよつと考へればさ。何年じゃいすればね。そこんにきも考へてしていただければね、やっぱいより以上に例えば少しづつは効果の上がつてそういうグループあたりもできてくるとじゃなかかなと。地区の統合にしろ何にしろできてくるとじゃなかかと思つとばつてんが。もう少しその何ていうかな、優遇措置あたりもアピールしてき、ぜひ力強くやってもらいたかと。我々も議会の中でも絶対後押しすべきは後押しはしますからですよ。そりゃ苦口言われても、やっぱいすべきことはせんばいかんし。ぜひお願いしときます。

○木下委員

同じく私もその辺は、一般質問でも何回となく質問した経緯がありますが、やはり担当執行部としてもさ、担当課長としても、なかなか消防のほうにも実現が浸透しないというふうな感じがするわけですよ。そこで、やっぱしほら嬉野、塩田あたりも広

域消防になるときね、やっぱし小長井にしても見直しがなされとると。しかし太良町はその当時からの自治消防団のまんまの延長ということを私はそのような認識をしておるわけですよ。そのような体制がなされん以上はね、塩田にしても13部とか、小長井にしても7部とか。当初からそぎゃん組織はなかはずて。私のこれは思いですよ。まあ調べてみる必要があるかないか知らんけど。そういったこと。そいから先ほどの話からあっているように、やっぱし単独運営と。太良町独自の合併なしの単独で運営する以上ね、こういった大きなことに手を入れんとさ。例え私はもう前も言ったごと、しおさい館の老人の憩いの場とってつくったのを100円を200円に上げとるとか、そんなもんじゃとてもじゃないと。かえってマイナスの批判にしかならんわけですよ。広域消防て、常備消防もね、あんた隊員のおっとやっけん。でしょ。そいけん私と本当に見直しをする場合は、大浦地区に何部とか、多良のほうに何部とか、そういった大きなメスを入れてやるべきじゃなかろうかと思うわけです。合併とかなんとかじゃなく、この地区に一部と。この地区に何部とか。ほら見てみんしゃい、私は大浦地区でん、五、六部あれば十分足りるというふうに思いますよ。そういったことを執行部が言いにくければ、議会からこういったことが一般質問でもあるし、どんどんどん指摘を受けるというふうなことを話し合いをしてください。それからまた前言ったような行政区の55人の非常勤の嘱託員の問題とかですね。区を合併するということは財産問題があるから非常に難しいと思いますので。しかし消防の組織の云々は、団員を例えば今夏季点検や出初式なんか四、五名しかいらっしゃらない団員もおんさるです。そいけん本当は組織として非常時のときにいつでも消火体制ができるようなやっぱし最低15人ぐらいは確保してもらわなければならないと思うわけですが。例えば名簿上は先ほど幽霊団員というふうに話があっておりますが、名簿上は団員は何名てしとんさるかも知れんばってん、一年に1回でん来んさらん団員もいらっしゃると思うよ。入退団式、夏季点検あたりには部長あたりが把握をびしゃつとして、自分のところは誰と誰と木下は欠席、今度は来たとか。そういうやっぱい名簿の提出あたりも大事じゃなかろうかと思うわけですよ。もう一時ね、出動人員の報告の中で、でたらめという、議員が数えてさ。そして次から私に数ばあたってくれんかて言われたこともあります。あんまり消防団は人命、財産、生命ですね、いざというときにそれはもう絶対必要でしょうけど、やっぱり必要であるけどやっぱり見直す、大きな見直しをせにゃいかんと私は思います。その点町長ひとつお願いします。再度。

○町長（岩島正昭君）

私の意見としては前段述べたとおりでございます。今後は今までその幹部会等にはそういうふうな合併等、あるいは定数削減についての会合には入っておりませんでした。だから担当課長、係長で。今後幹部会をやった場合は、私も入ってそこら付近の

趣旨を御説明して、なるべくそういうふうな方向で御理解いただくように説明したいと思えます。

以上でございます。

○見陣委員

町税の不納欠損のことですけれど、町税の不納欠損が 829 千円ありますけれど、これは未収金のあれには平成 4 年度まで載ってますけれど、その前の分を全部不納欠損で落とすって考えていいんですかね。

○税務課長（江口 司君）

不納欠損についてはですね、町税については平成 14 年から平成 24 年度までを含むということでございます。

以上です。

○見陣委員

不納欠損処分したとが何年度以前なのかということば。それと、そしてもう一ついいですか。特に固定資産税が多いみたいですが。

○税務課長（江口 司君）

14 年以前の分を含むか含まんかという話ですかね。

○見陣委員

不納欠損ばここで 829 千円ですかね。不納欠損が出てるじゃないですか。それを例えば未収金のところで平成 4 年度までしか載とらんじゃないですか。その以前が載とらんですよ。そいけんその以前を全部不納欠損されたのかというとは聞きよつとです。その前から。

○税務課長（江口 司君）

平成 4 年度分以前についてはですね、それ以前にずっと段階的に不納欠損をして、それ以前についてはないと。未収金はないということでございます。

○見陣委員

それでですね、収納嘱託員ですかね、その方々は、この税金この全般、固定資産税からすべての税を今収納されてるんですかね。

○税務課長（江口 司君）

収納嘱託員についてはですね、町民税、固定資産税、国保税、それから軽自動車税を徴収をしております。

○見陣委員

前年度も 160 万ぐらい不納欠損——それ毎年それしてるんですか。

○税務課長（江口 司君）

不納欠損についてはですね、毎年時効の分と即日消滅分についてはですね、毎年処

理をしているというところでございます。

○見陣委員

それでそういうときにですね、時効中断措置かな、そこら辺は今現在はどうなっているんですかね。幾らかはしてるんですか。

○税務課長（江口 司君）

時効中断についてはですね、現在はしておりません。

○見陣委員

される気はないですか。

○税務課長（江口 司君）

時効中断で言えばですね、催促状を出してから10日間の時効中断というのと、差し押さえすれば時効中断になるわけですが、極端に言えば、催促状を出して10日間の時効中断はあるわけですが、差し押さえして時効中断というのは特になか。係長が答弁します。

○税務課収納係長（安西 勉君）

お答えします。

時効中断につきましては現在行っております。時効の中断につきましては、最初は納付書を発送してですね、その後に督促を発送した場合には、その期間が時効中断になります。それ以降につきましても、交付要求とかした場合には時効中断になります。また、民法による時効中断としまして、税額の確定通知とか、再交付、督促ですね、履行の請求をしたときも時効の中断の要件があります。それと、差し押さえ、仮差し押さえ等をしたことについても時効の中断になります。それと、納税金額が確定して一部納入、それと納付誓約等があった場合にも時効中断があります。そういう措置を、それと納税催告書を出してその期間内に徴収することもできますので、そういういろんな手段を使って時効中断をして、過去の分を断てるような形で徴収しております。そういう形の時効中断を今行っているところでございます。

以上です。

○牟田委員

今督促をされて年間大体督促の手数料が6万ちょっとかかりよるでしょ。1年ですよ。

○税務課収納係長（安西 勉君）

21年度につきましては、督促を6,969件ほど出しております。これは1期分から・・・。

○牟田委員

それはどの財源から出よる。どの経費はどの財源から出よる。この督促の費用は。

○税務課収納係長（安西 勉君）

督促の費用はですね、毎月の納付書を発行しておりますので、期別の納付書で入らない時に翌月に納付書を発送しております。それが督促という形で毎月出してあります。費用としては、費用として発生しているのは、区長配布の分については費用は発生しておりませんで、直送になる分については郵送料として幾らか出してあります。

以上です。

○牟田委員

その幾らか出しおとがどの部分から出しおととかというのを聞きよると。そこはね。

○税務課収納係長（安西 勉君）

納付書の印刷につきましては印刷製本費から出してあります。それと郵送につきましては、賦課徴収費の中の役務、郵便料から出してあります。

○木下委員

不納欠損処理ですね、5年間全然つながりを持たんぎにや、一銭でん入れんぎにや不納欠損処理の18条に該当するとやろ。課長。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。そこで、その繰越分の例えば2,000万からの金もこれも全然見込みはなかとじゃなかですか。私は、前担当課長にしつこくお話しをしたことがあります、やっぱし追跡調査でもするとか、そういった方法もある程度はせんぎにや、親方日の丸で苦物言わんていうような思いじゃいかなもんかと思いますが。この繰越分でも何年かのうちにはチャラになるとか。その辺はどがんですか。これはつながりはあるとですか、幾らかでも。今ずっとつながって取れる見込みはあるとですか。

○税務課長（江口 司君）

委員御指摘の過年度分については、随時督促なり戸別訪問もですね、個別訪問は年に主体的に言えば4回ですけども、盆と12月、年度末、それから・・・これはもう年に4回恒例的に個別訪問でですね、行って徴収をしておるわけですけども。これについてはですね・・・。

○木下委員

この過年度分の2,000万ばかりの金がね、つながれる紐はあつとねて聞きおるとよ。

○税務課長（江口 司君）

過年度分のつながりについてはですね、それはもう当然あります。

○副町長（永淵孝幸君）

今未収金は、この税関係だけじゃなくてですね、前回のときもお話ししましたように、いろいろ手数料とか病院費用とか水道料とか、こういったものを含めて検討委員会をやってあります。必要に応じてはまた臨時的にもですね。その中でもやはり先ほどから出ております時効中断されるものは極力そういうことをやって、その徴収でき

るような形をとると。しかし、どうしてももうこれは法的に取られないというようなのは不納欠損をなさいというようなことをはっきり言っております。それをしないと、例えばマスコミあたりで取られんとを取ったとか、取らるっとば取りそこのうとったとか、そういうことがないようにですね、要するにやっとりますから。そういうことはないようにというようにことで、これはもう関係課全員寄ってですね、それには十分話し合いをやっておりますのでよろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

議案第 62 号 平成 21 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 平成 21 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 平成 21 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 65 号 平成 21 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 66 号 平成 21 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 67 号 平成 21 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。議案第 62 号から 67 号までの 6 つの議案を一括して審議に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

重ねてお諮りします。各議案の討論、採決につきましては、特別会計の審査が終了いたしましてから一括討論採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論・採決は特別会計の審査終了後、一括討論採決することに決定いたしました。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは、議案第 62 号 平成 21 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 63 号 平成 21 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 64 号 平成 21 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 65 号 平成 21 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 66 号 平成 21 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 67 号 平成 21 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

《 山林特別会計の概要説明 》

○健康増進課長（松本 太君）

《 老人保健・後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の概要説明 》

○環境水道課長（土井秀文君）

《 漁業集落排水・簡易水道特別会計の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

概要説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方は特別会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○平古場委員

国保の出産一時金でどのようになっているか。

○健康増進課長（松本 太君）

出産一時金につきましては、420 千円になっております。

○平古場委員

これは当然国保税から出ていると思うのですが、国保税を払っていない人は貰えないということですか。関係ないということ。

○健康増進課長（松本 太君）

一応国保加入者については支払っております。

○平古場委員

未納に関係なく。

○健康増進課長（松本 太君）

未納があっても一応支払っておりますけれども、未納につきましては、納税の相談のほうは行ったりします。

○副議長（下平力人君）

82 ページの山林のことについてお尋ねしたいと思います。ただいま説明がありましたが、41 年生以上の主伐対象林分が 60.8%ということになっておりまして、そこで今木材価格が非常に安いということから、伐採期がきとるけれどやれないという説明がございました。そこでですね、それとは別にいわゆる雇用の場の創出ということからですよ、年間二、三ヘクタールをつくって雇用の場をつくろうじゃないかという話がございます、1 年は延期されました。そして今年度はやるということで考えておられると思いますけれども、ただ、直営林がいわゆる 600、700 ヘクタールくらいあるわけですね。そうなりますと、いつ用材価格が上がっていくのか未定ではございますから、これが上がったときに一気に伐採をすると、主伐をするというわけにもいきませんが、そこら辺の将来に向けてのいわゆる計画、伐採計画等も含めて説明をお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

副議長御指摘のとおり、木材価格が景気低迷で大分危惧しております。将来価格が上がった場合には、当然主伐についてはある一定のエリアしか主伐ができないというようなことですね、価格等を注視しながら山林運営委員さんにもお諮りをして、赤字が出ないような状況であればですね、その年度ごとに主伐をかけながら判断をしていきたいと考えております。当然主伐だけではなく雇用の確保という観点からも、緊急雇用とかそういうのを活用してですね、間伐あるいは枝打ち、あるいは作業路の整理等を行っていきたいと考えております。

○副議長（下平力人君）

ただですね、多良岳材のブランド化ということを目指して今管理をされているわけですよ。そういう中で、年数が経っていきますと、ブランドというのは全く目的に外れてくるということになるわけですね。そこら辺を含めて、今の課長が説明をされましたけれども、やはり 700 ヘクタールぐらいの人工林を相当な広さになるわけですよ。そしてある一定のところしか切れないといういわゆる縛りが出てきますとなかなか切りたくとも切れないということが重なってくるわけですね。それともう一つは、森林の目的というのは、ほかにもいろいろ材だけでなくあるわけですが、そういう所含めて今後は採算ベースに乗る乗らないに関わらずですね、ある程度の人間の中でこいをこの数字をクリアできる大体何年ぐらいしますとこの 700 ヘクタールぐら

いを切れるんだというようなこともひとつ考えていきませんか、例えていうならば100年も200年も経ったものを切ってもどうにもならんと。今の状態ではですよ。そういうこともありますから、せっかく年々管理をしながら、金を入れながら育てているという中ですから、ぜひともそこは考えて欲しいと思います。どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

当然それだけの面積ですので、主伐については、赤字とかそういう経済的な面を無視すれば、計画的な主伐が可能だろうと思っておりますが、何せ山林特別会計という会計の中での施業といいますか、そういうことを取り組んでいるものですから、赤字ではなかなか厳しいなというところもございます。今年度、22年度については、ある程度の価格が見込めるんじゃないかと、赤字が出ないんじゃないかということで、0.9ヘクタールの主伐というようなことで山林運営委員会のほうにお諮りした時には、山林運営委員さんのほうでは0.9ヘクタールの主伐をしてよろしいということでしたので主伐をやっておりますが、やっぱり材価の価格、その辺を勘案しながらですね、できるところは主伐を行っていきたいと考えております。

○副議長（下平力人君）

今の課長説明されるようによくわかるんですよ。それで、大分前の話ですけども、宮崎県産の材を中国に輸出するというのがあったですね。これも失敗に終わってしまったようですけれども、そういうことから考えて、このいわゆる九州エリアだけではなくて、やっぱり全国的な分野で午前中から出ておるように営業という分野も入れながら、担当という仕事は大変な仕事でありましょうけれども、やっぱり頑張ってもらいたい。せっかくのブランドという名前がつくような材がいっぱいあるわけですから、それを宝の持ち腐れではございませんけれども、山に置いとくというのも惜しいところもございますから、ぜひお願いしときたいと思います。

○川下委員

関連ですけど、いっぱいこがんとやったらですよ、定住促進も含めたところで町長に聞いたかとばってん、その材木自体何十本くらいあったら大体家がつくれるもんか。30本なら30本、50本なら50本ですよ、それも一緒に付けてやるごとしたらどがんですか。そんなくらいせっかくお客さんが来たりとかしたときにこれが多良岳材ばというくらいですよ、思い切って何じゃいこう定住促進に活かせんかなと思うとばってんが。そこら辺どうでしょうかね。

○町長（岩島正昭君）

確かにそこら辺もいつかの議会の中で、床柱ばやらんかいということも議員さんから御指摘のあったですけどね。本当は私も運営委員会にちょっと提案したんですけども、結局今一面無節であとはもう・・・等々がいろいろとれた場合は、材価で結局

要望等あれば皆さんたちお分けしてどうかというような提案をいたしておるところでございますからですね。間伐材とかなんかあった場合の・・・とかそこら辺のやつは市場へ出荷して、まあ一面無節のような・・・という失礼ですけど、そういうふうな要望等があればそちらのほうに製材をして、とんとん、いわゆるマイナスにならんぐらいの製材まで含んだところのマイナスならんぐらいでできたらどうかという提案もしたところでございます。それともう一つは、計画的になるのがベターでしょうけど、大体40年から50年ぐらいが一番素材が高いというふうな状況で、今切つとる60年70年のは昔枝打ちが余りできとらんそうです。節がほとんど凡ミスというかあんまりないということで、材価等も高く売れよらんと思いますけれども、もう少しそこら付近の主伐計画がもう少し年齢的に下がればもっと上がるということと、もう一つは今自民党から民主党にかわって、民主党側が国内産の法令化ということで、公共事業については木材を使えというような法を上げていますから、そこら辺を全国的にもっとこう補助率等々国内産を使えようと補助をやりますというふうな政策をしていただければ何とか国内産の材木も割りとはくんじゃないかと期待を持っているところでございます。

○川下委員

今度担当課長に聞いたかとばってんですよ、このブランド化ということですよ、太良町林の杉にしろ檜にしろテレビでも一緒ばってんが、他社の製品はこれで自分のところはこれだという比較対象なんですけど、そこら辺の例えばよその山との対象とか比較とか、そういうことを担当になられてからやられたことありますか。その材木をですよ、よその材木と例えば飛驒の材木と太良町の材木とを見比べたりとかですよ、そがんことししゃったことがあつてですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

他産地の材木とを比べたりしたことはございません。まずその前にどれがいい材なのかというその見極めとか、その辺の勉強からということですね、そういうところ森林組合さんに・・・なんかしている状況でございます。

○川下委員

ぜひそこら辺をしたことがなければ、1回はやっぱ担当課長なられているんですよ、こいがブランド化したかけんがよそと違うですよときちっと知ってセールスばせんやったら、知らんでセールスばしよったってこりゃもう正直な話、竹崎の沖のカキと佐世保のカキと大村湾の中のカキを食べ比べてもらうぎにやすぐわかるごとうすね、材木も多分そこんたいのあっちゃなかかなと思います。ぜひそこら辺を1回見比べといますか、吟味ができるくらいやっぱり触ってわかるか見て目視でわかるかわからんばってんですよ、そこら辺をこう熟知してもらいたいなと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。ぜひ勉強していきたいと思います。

○山口巖委員

関連ですけど、実は今言われるように、もしこれだけの面積が町にあるっちゅうことで地元での商品化という声も出るかもわからない、そういうことを考えると、やはり山林は前日の水道の問題ではありませんけれども、専門というか、そこに詳しい職員をひとつ教育するというのも一つの手じゃないかと思うわけですよ。それとやはり、いずれこっちで製品化ちゅうのは、製品にして販売ですね、そういう声は多分出ると思いますから、まずその辺の考えからちょっとお聞きします。

○町長（岩島正昭君）

委員のおっしゃるとおりですね、さっき専門ということと言ったと思いますけれども、生き字引という言葉を使うたところですけれど、水道あるいは町有林ですね、そこら付近が職員がある程度こう異動異動でかわった場合に、町有林自体がどけ何林班の云々のというのはわからんわけですたいね。だからなるべくならば、若い職員ばもうそこにはりつけて異動はせんでもうずっとおらす時代が来とっとじゃなかろうかなというふうに思っております。今職員自体は昔金子さんとか新宮さんたちはある程度わかっと思って思いますが・・・何林班のどけあつていうとは、私自体も分収林であつですけど、どけあつとじゃい場所自体もわからんけんですね。そこら付近では異動、なるべくならば職員もそこんたいの納得していただければはりつけていきたいと思います。専門職という形で。

○山口巖委員

ということは、やはり同じ多良岳でも素材がピンからキリまでありますから、こういう製品はこっちの分野で売りたいとか、こういう製品はこういう方法で売りたいとか、生産問題ですけど、あとは販売に詳しい人が必要ではないかと、ひとつは相場とすることがありますから、長期的の読みというのが必要かと、こういうふうに思います。やはり、この町有林もいろいろな問題があつて購入したていう例もありますから、やはりその辺をしっかりと、もし赤字でもてした場合は町民のどういう声が出るかわかりませんが、そこが一番大事なところじゃないかと思っております。ひとつすばらしい詳しい生き字引というか職員をそいを必要じゃないかと思っております。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

山林につきましては、町の大切な財産ですので、マイナスにならないように現有の職員さんにも一生懸命研修等で勉強していただいて、知識を蓄積していただいてですね、より効果的な施業に努めて参りたいと考えております。

○木下委員

決算書の 291 お願いします。ここに未収額として 1,157 千円挙がってるんですが、この未収金の明細書にもちょっと日にちが違う関係で 1,149,720 円ということで挙がっているわけですが、この未収金の対策対応として現在までどういうふうな対応をされたか。ちょっと報告をしてください。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

1,157,090 円ですかね。この分の未収金と思いますけれども、この分につきましては、担当課のほうで再三徴収には行かせてもらっております。その中で話を何回かさせてもらってますけど、時期を待ってくれというような話をしたり、納めてもらう分は納めてもらうような状況でございます。

以上です。

○木下委員

ここに件数が挙がっているわけね、8、24、27 と。件数の内訳と、それから今課長は再三打ち合わせをしたということを申されておりますけど、私も対象者がある程度わかっておりますので話をした経緯があります。そしたら 1 ヶ月後はまあ払おうと。しかしあとは・・・という状況だからとてもじゃないから話し合いのできてから入金させてくださいということで止めておりますと。その後は話はしたかいと。その後 1 年ぐらいいないおるばってん・・・なかと。えらい親方日の丸で、自分たちには関係なかけん取らっさんとばいねというようなことを言われたけんさ。そいけんどっちがほんなこつか担当課長がおっしゃっているのが本当か知りませんよ。何回でん交渉したて今おっしゃったけどさ。その辺についてこの件数と、それから交渉をされてその後どういうふうな対応を今後どがん考えとんしゃいろ。その辺ひっくるめて報告してください。

○環境水道課長（土井秀文君）

今委員言われております回数につきましては、毎月徴収になっておりますので、その分の回数です。12 ヶ月のうちの 8 というのは 8 回分が未納ということで御理解していただきたいと思います。それと、今後の未収金につきましても、大きなまだ納めてもらっていないところがまだ 1 件 2 件ほど現年度についてもありますので、その辺については私たちのほうでなるべくまた交渉といたしますか徴収に行きまして、その部分でもまだまだ取らない部分があればですね、組合のほうにも御相談をしながら徴収していきたいと考えております。

○木下委員

私もそれなりに責任を感じて先方と話しをしました。恩恵を受けとる以上は、このままじゃ担当のほうから何ら連絡はもらっていないけど、まあ私の性分としてどがん

もんかいということで、何で払わんかということを行ったところが、実情として今までの当初のような3分の1、4分の1に匹敵すると。それから休憩もほとんどないと。利害関係にも関係者もいらっしゃるからそっちのほうも確認してもらってもあんまり変わらんだろうというようなこと。そこで、私としてもこれだけの金額が未収金に挙がっているということが非常に責任を感じるわけですよ。こいで試金石として竹崎をモデル事業とやっとしてそいで滞納するというのが私の性的に・・・とうなか性分さ。そこでやっぱしこれは担当課だけではいかんだろうけど。以前こういったことでたたみのすで100人以上んとばここに下げたですね。60人ば3人と59名か。とてもじゃないと。実質お客さん単位でやってもらうとか、鹿島あたりは水道料で徴収されていると。しかし自分たちは自家水だからそれは無理ないどん、なんらかもう少し話し合いの上だったらそれはもうすぐ払いますよというようなことですよ。それはお前たちの思うような結果は十分には出んじやろうと。一方と一方だから。しかしある程度のところではのんでくれんばいかんぞといことは言っております。そいけん、今後あなたたちが話し合いに行ってもこれは相手せんて思うよ。このままでは。そういう口ぶりやったから。そいけん役場に担当を受益者と呼んで、執行部の三役を交えて協議してどこまで話し合いが協定ができるのかね。そうもっていかんば、ますますふえるばかりで先は困るというふうに考えるわけですが。その辺についてひとつ今後の取り扱いはどぎゃん考えとんさ。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

木下委員竹崎の浄化槽の組合長もしていただいておりますので、今滞納者につきましては私たちも上司のほうに再度報告しまして、提案いただきましたような件で話し合いができればそういった場を持ちたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○木下委員

その前向きな姿勢はいいですけどね。これだけの回数が滞納になっとなはさ、私のほうにでんぎゃんまだ滞納して、こりゃ組合としても何とかしてくんさいとかあんたたち言うべきじゃなかつたっですか。結局あんたば責むつごたばってん、言うべきじゃなかつたと。27つじゃい2年間でんでしょ。そして相手がどぎゃんふうな答弁をされよつとということで、こつちの組合員としてもね、それは私だけのもんじゃなな、役員みんなおつとよ。何て思つとつかいて君たちはて言わるつよ。全然連絡なかつたでしょ。課長あとでよか。なかはずさ。やっぱり町長あたりもお尋ねせんばいかんと思ひわけ。あなたたちだけで相手ていうのは交渉はだめです。話したように。そいけんやっばいここに呼んで町長三役交えてあんたたちと交えてどこまで調整するか。

そして即入れてもらおうと。そぎゃんせんぎにゃあとあとそれに右へ倣えするような平行になっちゃ困るわけ。せつかく町の試金石というようなことでやってもらう事業がさ。それから一般会計繰入が 34,464 千円あっているけど、結局一般管理費も 19 年は 1,344 万、20 年は 9,325 千円、21 年は 5,858 千円、22 年は 5,891 千円ということですね。それから処理場委託料は 20 年が 2,624 千円、21 年、22 年同額ですよほとんど。2,618 千円。この契約といいますか、見積書でされているのか。去年やったけんそれまでの見積書で通しよっか。その辺についてちょっとお話しをしていただければと思います。それはなぜかと言えね、役員会でもぎゃしこやっぱい相当町にも一般財源から負担をしよると。そいけん未納せんように極力みんな努力をしてくいと。私言っております。しかし行革ですべてに減額されよる中で、何でこいだけは何年間でん同じようにいくのかというそういう疑問点を受けますので説明を求めます。

○環境水道課環境係長（中川博文君）

まず一点目、御相談がなかったという点なんですけれども、ことしの 4 月に木下委員の御自宅に一応組合長さんということで名簿と未納者名簿を御持参いたして御相談をいたしたと思うんですけれど、こちらのほうの私のほうの御相談の内容が悪くて御理解いただけなかったのかと思います。一応そういうことで御相談をしたつもりだったんですけど、申しわけないと思っております。

○木下委員

そのね、名簿を私が本会議で出してくれと言ったけん出してもらったと。

○環境水道課環境係長（中川博文君）

4 月に来ていろいろ御相談したと思ったとですけど、済いません、ちょっと私の御相談の仕方が悪かったのか、大変申しわけないと思っております。それと、あと維持管理ですけども、確かに木下委員御指摘のとおり、ここ 20、21 ぐらいでほぼ変化は毎年ないと思っておりますけど、見積書をとって一応それで決定をいたしているところでございます。

以上です。

○木下委員

それは見積書だけとって、すべてに行革でこうして減額するというような話し合いはできんの。何でせんの。それはなぜかと言うたら、例えば竹崎の料金徴収報償金にしても、条例では収納率の 30%以内ということをやろうてあったて思うよ。それが当初からすれば 10 万以上上下がとるさね。17 年度は 25 万、18 年度は 29 万、19 年度 23 万、20 年度 192 千円、21 年度 181 千円ですよ。間違いないと思うよ。こっちはこいだけ下げよって、何でこっちはそのまましてこの契約はなされるのかと。やっぱりそういう役員の中でも意見が出るわけですよ。あることになれば、例えばあなたたちも町

内だから御存知のことと思いますけど、光風荘の内容もおわかりだろうと思う。ああいった事例もあるのに何でこれだけ行革をして切り詰めていかんばんばでけん財政状況の中で、こういうことなされるのか。ちょっと理解に悩むわけですが。この辺について町長あたりのお考えはどうでしょうか。今私が大にして言いよつとばってん

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

実はことしやったですかね、6月ぐらいにうちのほうに県内の組合が全部だったと思います。約25名ぐらいが事前予告もなく押しかけられました。そのとき話されたのが、やはり我々組合としてはこういった過去の経緯をここで以前来てお話しされたですよ、ああいうような内容の話をされて、なおかつその見積りをとるとか、我々の業務というのは、そういった普通一般土木みたいな入札方式とはちょっと違うんだよというような話もされました。その中でまた我々もいろいろ条例規則もありますよ。町のほうにも。そういった形でのとってやっておるので、我々は我々として町内業者の指導育成やりますよ。組合のほうとしてもそこら辺は自分たちの組合員の指導はしてくださいと。そういうことまで話をしたわけですよ。ですから必要においては、例えば見積りをとってもいいとか、例えば独禁法にひっかかるとか、そういういろいろな問題があったとすればですよ、我々もそういった点については、専門の法的に詳しい方に相談しながらやっていきますというふうな話し合いをここでやっております。それで相手が納得されたかされんやったかはっきりわからんところもあつとですけども、極力さっき委員が言われるように、そういう入札じゃないですけど見積りにとって安くできないかという分については、当然こちらにも相談をする必要があろうかと思っておりますので、できる範囲でこちらにも対応していきたいと。このように思います。

○木下委員

それはその辺も広島のほうに視察に行って、視察の結果を議会のほうでも報告なされてますが、やっぱり3町あつて3業者おつて業者の選定をどうしようかと。それはお客さんの自由ですよ。向うのお話しでは。それは地区によって違う、その点はわかりますよ。例えば見積りをとったり入札したりするその業者の事情じゃないと。というようなこと——それはどっちがどこまでがほんなこつか知らんけどね。何て言うたっちゃ町の事業は町長の権限いっちょやっけんね。許可を与えるのは町長やっけん。そいけん間からそぎゃん圧力をかけられる必要は私はなかくて思う。前問題やつたつて同じこっさ。裁判問題になつたたでしょうが。そいで私は断り書は書くなの何なのて言いよつたばってん、議長は一応書いて出そいていうこつて出した。こいではでけんと言つた。こんくらのこつては済まされんもんで。あいばていうこつて福岡のほんなもんのところまで行つたぎと笑つたですよ。かえつてその弁護士は法的に触るつ

けん、この程度でほっときなさいと。あとは説明をしてあげますから。そいぎ何も言うてきわえん。そいけんあんまり私は脅される必要はないというふうな思いをしています。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

脅しにのって我々が組合に対していろいろ言いよらんでことは全くございません。我々も言うべきところはちゃんと申しますし、法的に曲がったこと触れるようなことは我々もできないわけです。しかし、さっき言われるように、許可というのは町長が与えているわけで、町長の権限です。ですから町長がこの業者は不適切だと思えばしないわけでもいいわけですよ。ですからそこら辺含めてですね、組合員の指導をもっとしてくださいと。そういうことのないようにというような話をしたところですよ。ですから20何人みえたときもですね、全部で押しかけられたから脅されたとか、我々はそう思っておりません。我々の町の規則にのっとった考え方でさせていただいております。

○木下委員

以前の百武町長の問題でも、こりゃ町長、あんたの許可いっちょやから、どうろこうろ言うぎにゃあんたたち外すばいてやらじゃておいが言うたさ。んにゃ木下議員、こいどみにゃあんまいうてあわいなと。言わすけんなしかんたんて言うぎにゃ、何のバキューム車ばこけ並べるて言うたりするけん、もう言うてくるんなというようなこと言われたことがあつとですよ。あんたそがんと町長の権限であんたに圧力かけたりどぎゃんじやいするぎにゃあんたたち省きますよと言えばもう終わりよと。一番強かどじゃっけんまちとちゃんとせんばて言うたことがあります。そういうふうで、今後、声を大にしてあんまいエキサイトすんなて委員長が言いよるけど、やっぱしこの管理費なんかでも私たちは一般会計から繰り入れてもろうた、そして未納とか、非常に心痛を思うとるわけやっけんさ、幾らかでも話し合いができれば行革にしてもらわんば、おどんがつ報償金ばかいやらんでよかけんなんてん言わえんけん。それは言いはせんですよ。あんたたちどがしこ下ぐうが。私は。そいばってん、そりゃそいこりゃこいでばい、下げるとは下げてよかけん、まっちょのほうでまちと組合の役員たちが理解できるような取り組みをやってもらいたいと。

以上です。

○議長（坂口久信君）

浄化槽の問題は別としてですよ、この未納の問題についてちょっと話ばさせていただきたいと思っておりますけれども。今木下委員言われるとおおり、いろんなそのときの状況によっても違う。確かに一番最初は決めとったかも知れん。けれどもいろんな状況で

世の中変わってくるわけやけんが、よその嬉野とかいろんなどを含めて検討してですよ、そしてうまく決着するように、担当課、木下委員長、副町長でもよかけん入ってですね、話し合いの場をもって早めに解決をしていただかんと、ずっと延ばし延ばしになって、結果的にあんまいよかごとじゃなかごとになっていくけんね。料金の問題も含めてですよ、最終的には議会あたりとも話し合いをすればよかことやっけんさ。どういう状況ば相手が思とらすか、町の執行部がどう思とるのか。その辺を含めてじっくりこう話をしてですよ、どっか落ち着くところで落ちつかせて、また景気のようなたいなしたいするぎとそこの部分な一目入れとってでんよかじゃなかね。一筆いれとってよかけんさ。その話し合いをして、1年でも2年でもそんならいのことをして、よくなればよくなつたで変えるよというようなことば一目おいとってよかし、そういう状況で妥協するような場を設けんぎとさ。ごつといこがんとば言いごろしよってもしょうのなかけんがですよ。ぜひそこんにきの話し合いをもっていたきたいと。執行部にお願いをしたいと思います。そして早めにさ、もう1年経った2年経ったて言いよればね、やっぱいそこに町も響いてくっし、また集落の組合あたりもいろんな問題で、委員長言わすようにほかの部分に波及するとも限りませんからですよ、その辺をぜひ早めにしていただいて、新年度に持ち越さんごと、新年度はびしっとするごた状況ばさ、つくって行って下さい。よろしく。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

暫時休憩します。

午後 2 時 9 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど休憩中の話しのようにですね、この未収金に対しては組合長を含めて町側、当事者、これが一番いい形で・・・できるような話し合いを速やかにやっていただくということでまとめさせてください。

○町長（岩島正昭君）

昨年来から汲み取り料が高い安い云々のいろいろな議論をされていますけれどね。これはもう一つ逆に各3社から本当の年間の収支、幾ら収入あつて幾ら支出したていう明細を出していただいて、利益がどんくらいありよるか、そこんたいを知る必要があると思います。だから担当課のほうでそこんたい3社からびしゃっと一年間の収支

ば駆け引きなしで出していただいて、単価等についてはまた再度検討するという方法がいいと思いますけど。

○牟田委員

国民健康保険のほうですが、報告書で92ページ。ここで差し引き36,691千円の赤字であったという報告書がここにされておりますが、単年度で21年度のここばかり言われて頭が痛いと思うんですが、これの未収金は単年度で1,112万になってるんですが、この未収金は赤字の中の3,600万の中に含まれているのか含まれていないのか。そこを聞きたいと思います。

○健康増進課課長（松本 太君）

税の未収金のことですね。当然税収が3,000万ほど落ち込んでおりますので、今回の赤字の3,600万には入っていると考えます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

未収分も入っているということですね。

○健康増進課長（松本 太君）

税金でしょ。

○牟田委員

これはこの間議会のほうで21年度のと22年度でも1億ぐらいの赤字になるだろうということで、議会でその補填分を議決したですね。繰り入れるように。その中の単年度分21年度分の差し引き赤字の36,691千円、この中にこの単年度分の未収金、1,112万という未収金が挙がってるでしょ。これは全然関係なく帳簿はなされているのか、それともこの中に未収金分も赤字の中に含まれているのか。余りにも簡単すぎて恥ずかしいのですが・・・。

○健康増進課長（松本 太君）

その未収金の1,100万はどこんと言いよんしゃっですか。

○牟田委員

国保税。

○健康増進課長（松本 太君）

決算書ですか。

○牟田委員

いやいや。あんたたちがやっ取る単年度分のこの未収のこの中に。それとは関係なかなら関係なか、その中に入っ取るなら入っ取るということを教えていただければ。

○健康増進課長（松本 太君）

税の未収金、現年度の分のことですか。当然税収は国保税の赤字には関連をいたしますので、全体的に言えばこの未収金の分も入っています。あと医療費の増とかもあ

りますので、そういうところも含めたところで3,600万の赤字になっておりますけれども。それでその未収金の分1,100万取れば、その分はプラスになるけんですよ、減ってはくると思います。

以上です。

○牟田委員

そしたらここは1,100万が取れたとしたら、ここの分がそれだけ数字が変わってくるという可能性はありますか。

○健康増進課長（松本 太君）

税の未収入に関しましては、当然その分取ればその分赤字額は減ってきますので、赤字は減っていくと思います。

○見陣委員

報告書の99ページお願いします。給水状況ともう一つ下の表で、98ページの一番下ですね、新規加入状況で加入戸数が8戸でなってるですよ。それで99ページの給水状況の20年度から21年度までは2戸減っているということで、この加入戸数——これは関係なかとですかね。

それと、下の表の有収水率。去年はこれ率ば載せてくるってじゃい言うてもろうとって思いたいどん。ことしでわかれば、有収水率と平均何%じゃい。

○環境水道課長（土井秀文君）

最初の加入戸数は8戸で、99ページとの給水戸数との差ということですがけれども、新規加入は8戸あっております。それで、今までの給水戸数からの中止とか廃止とかありますので、その辺の誤差が出てくると考えてもらっていただきたいと思います。

そして有収率ですけども、確かに昨年言われて、去年は所賀委員のほうから要望があったと思いますので、所賀委員には御報告しておりますけれど、全委員とは理解しておりませんでしたので、有収率については今述べてよろしいでしょうか。上から太良町簡易水道施設の状況からの大浦簡水から下中山まで上から順に報告します。21年度、大浦 74.96%、82.72%、73.30、67.49、88.41、78.80、98.34、99.51、95.98、99.05、98.04、83.97、94.58、以上です。

○見陣委員

そしたら先ほど言った戸数の増減もできれば、これを見ればわかりますけれど、増減のほうも、減のほうもある程度書いていただければ。それと来年はできるだけ書いてください。

○環境水道課長（土井秀文君）

はい。

○所賀委員

先ほど 99 ページの有収率の発表の中なんですが、土井課長言われたように昨年推移を欲しいということでそれをいただいていた。その中で気づいたところが、蕪田と里と大浦、この 3 地区は 20 年から 21 年度に関しては有収率のアップをみているわけですが、そのほかはダウンを試みたり、アップダウンが見られて、そのトータル的にも今年度の有収率が 75.36 ということで、昨年の 75.6 から有収率そのものが下がっているわけですね。その上がり下がりというのはどういう意味なのか。説明できたらお願いしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

有収率につきましてはですね、漏水は必ずあるんじゃないかという気がしまして、その漏水の箇所が大きい箇所であれば大きい箇所ほど早期発見早期修理ができますけれども、小さい漏水になりますと、かなりの日にちが経ってから数字的に表れてくるものですので、それで修繕を行った、それからまたほかのところが漏水した場合にはまた 1 ヶ月なり 2 ヶ月、その期間がマイナスで出てきて、私たちが調査しても確認できるようになったときにはやっぱりかなりの漏水をしているような状況です。漏水したということではと修理できれば有収率も上がってくると思いますけれども。どうしても漏れかけてから私たちが発見するまでの期間が、その分の期間が漏水の数字になって表れますので。それでちょっとイタチごっこのような格好にはなりますけれども、そのような結果で増減が出てくるような状況でございます。

○所賀委員

これは昨年と思うんですけど、部落の地区の中を見ても、やっぱり伊福がどうしても 60% 台で、トータルの平均を下げている一つの要因になってるかと思いますけど、伊福地区あたりの数値を上げるというか、有収率アップは今後どのような対策が必要というふうに考えられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

伊福につきましては、昨年度も引くんではないかという御指摘をいただきましたので、昨年も何ヶ所か修繕をしております。夜間漏水調査をしたり、昼間漏水調査してみても漏水修理の成果は何件か出ておりますけれど、なかなか数字に反映できるようにまだ上がってきませんので、担当としましては長期的な配管替えを計画する時に来たんではないかというような検討はいたしております。

○所賀委員

今の有収率と違いますけど、99 ページの施設別の状況ですけど、この計画給水人口と書いてありますが、計画とはどういう意味ですか。

○環境水道課長(土井秀文君)

地区名の中で各施設がございますけれども、この施設を当初つくるときに、例えば大浦でしたら大浦簡水につきましては計画給水 4,500 人を対象に施設をつくりますという、あくまでも計画での人口でございます。

○所賀委員

もう一つ上の 2 番の給水状況の中にも同じ計画給水人口でありまして、これはずっと 17 年度から同じですが、あとのその下は現在給水戸数だとか一戸あたりの平均給水量というふうに毎年度違ってくるわけですが、この計画人口よりむしろ現在給水をしている人口が何名なのかというふうなのを載せていただいたらより親切のような感じがずっとですけど。その辺は来年度からでも結構ですが、今発表できられたら今の簡易水道から簡易供給施設までの分を今使っている現在の給水人口がわかったら教えていただくのと、来年からは親切に載せていただきたいのがありますかどうか。

○環境水道課長(土井秀文君)

お答えします。

表の分ですので、来年度から新たに現在の給水人口ということで明記させていただければと思います。

○決算審査特別委員長(末次利男君)

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって全議案の審査を終了いたしました。見落としの点もあろうかと思えますので、時間を限って総括の審議をしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長(末次利男君)

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計、特別会計、全議案について総括質疑を行います。全関係課の出入りをするために暫時休憩します。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 44 分 再開

総括質疑

○決算審査特別委員長(末次利男君)

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

それでは総括質疑を始めますが、総括質疑に限っては一人1問3回までというのをめどに質疑をお願いしたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

質疑の方ございませんか。

○川下委員

教育長にちょっとお尋ねですけど、大浦中学校のいじめ問題で裁判がなされていると思うんですけど、そこら辺の進捗はどういうふうになっているかお尋ねします。

○教育長（陣内碩泰君）

ここでお話しできる限度においてお話しさせていただきます。

ただいままで6回準備書面というような形ですね、文書のやりとりが行われております。過去6回にて私も出席させてもらっておりますけれども、ものの数分で次回の裁判の日程が決まるぐらいですね、それだけですぐ帰ってこなくちゃいかんというような状況でございます。今文書でのやりとりが行われているという状況です。明けから本格的な、例えば・・・が出てきての話し等になってくるかと予想をしているところです。

以上です。

○川下委員

実はこの質問をしたとは、うちの隣の子供たち絡んでいまして、どういうふうな進捗だろうかと聞かれて聞いたんですけど。私としては再度お願いなんですけど、裁判というのはどうしても勝たないとうまくないと思いますんで、精一杯頑張って、子供たちがいい方向に進むようにやっていただければと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

私たちが負けるわけにはいけませんので、最善を尽くしていきたいというふうに思っております。ついては2人の弁護士さんをお願いをしているところですので、弁護士さんと相談をしながら最善を尽くしていきたいというふうに思っておるところです。

○見陣委員

決算書の170ページにですね、一番下に弁護士委託料と書いてありますけど、これは今の件ですか。もし違うならば何なのかなと思って質問します。

○教育長（陣内碩泰君）

170ページの弁護士委託料というのは、そのとおりでございます。

○議長（坂口久信君）

今日は総務課長から電算システムはじめ、各学校のリース契約とか、その分をもらいましたけれども。まず学校からリース等の契約あたりも業者あたりも昔から比べればですよ、随意契約ではなくして、そういう市町村入札あたり見積競争入札あたりでなされております。そういう中で、その再リースあたりはどのようになされておられ

るのか。1年契約とかなんとか見よれば結構ありますけれども。再リースについては例えばどういう手続きをされておられるのかですよ。そしてこの電算あたりの多分システム会社あたりの名前も。そしてどういうあいでの———学校のほうは業者あたりの見積もりも見ながら契約をされておられますけれども。この企画民生全部この辺なというあいでの契約をなされておられるのかちょっとお尋ねいたします。

○企画商工課長(桑原達彦君)

お答えいたします。

電算システムのシステム機器については、大きく分けてソフトの改修委託料と、機器の保守の委託料と機器のリースの委託料がございます。改修の委託料につきましては、ソフトの改修でございますので、RKKコンピューターサービスのシステムを当町は採用しておりますので、そちらのほうとのすべて契約になっております。機器の保守についても同じでございます。機器のリースの委託料につきましては、リース会社ということでリコーリースさんのほうで機器のリースを行っております。電算関係の契約の相手は以上のとおりです。

○議長(坂口久信君)

ほとんど随意契約になったような状況ですか。それとも、こいば見よればほとんどそのままRKKシステム独自にもう一つの会社で全部契約という状況の中で、単価等の決め方はどのようにして決められおられているのかですよ。ここが一番大きいわけですから。ちょっといえばいろんなプログラムかれこれ入れる場合に、随時いろんな事業が入ってくるわけですから、皆さんそのままさっとそれ頼んでさっさっさでこういれていきよると思うわけですね。そういう中で、単価の交渉はできているのかどうかですね。その辺が一番我々が危惧するところで、そしてここが一番金額的に大きかわけですよ。そいけん、そこ中で皆さんの努力が見えるか見えんかは我々は全くわからなくていっちょきよるわけ。その辺をわかりやすいようにですよ、例えば契約内容等が議員にもわかりやすいようにしていただければなと思うし、自分たちだけで例えばこういう1年間のうちに例えばシステムにしろ、保守点検にしろ、そういうのを決めるときには、あなたたち独自に決めよると思うわけ。その辺ば、例えば開かれたところで決められんとか。議員あたりが一人入るだけでも単価は違ごうてくるっちゃんかかなという気がせんでもなかわけ。どういう決め方がされているのか。その辺の不透明というか、もうちょっと透明性を持たせれば、もう少しでもこの辺で安く上がるんじやなかかなという気がせんでもなかもんですからですよ。どういうお考えで例えば今後いっちょん変わらんごと今までどおりやられるのか。今後どのようにしてこの辺の部分です、少しでも経費を減らすような状況をつくって行かれるのか。その辺についてちょっとお尋ねします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほど申しあげました改修委託料と機器保守委託料については、RKKコンピューターシステムとの随契の形をとらせていただいております。リースの委託料については、リース会社の競争入札を行っております。改修と機器保守の契約の結び方ですけれども、随契ではありますけれども、議長御指摘のとおり、業者が一個に絞られるわけです。システム自体のソースコードといいますか、電算関係の基本的な部分をシステムで握っておりますので、それを競争にして入札するというそういう業務内容ではございませんので、どうしても随契になります。随契になった場合、どうしても業者の言い値になる恐れがありますので、それは全国的な問題でありますけれども、随契といえどもですね、相手から提示された金額をうのみするのではなくてですね、少しでも経費削減のために随時交渉は行っております。それで交渉を行って減額できる場合もありますし、なかなか減額できない場合も実際改修委託料としてはあります。あと機器の保守の委託料については、RKKコンピューターサービスのお客さん、太良町含めていろんな全国のお客さんもいるわけですけれども、その中の全体のシステムの個数割りとか云々の算定でありますので、その部分についてはなかなか交渉して値段を下げるのは厳しいという状況があります。それでこの問題については、全国の市町村もシステムを一回導入すれば、そのシステムにのっかって改修も機器の保守もしていかなければならないということで、こういう問題もどうやって解決するかということで、今全国的にコンピューターシステムそのもののやり方を全国的に考えるということで全国取り組みが行われております。佐賀県でも実験が行われている最中ですので、そういうことも踏まえながら、随契でありながらも経費削減に対しては我々はお客さんですので主張をして、幾らかの金額でも削減できるように努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

うちはまだ新しかった部分もあって、県の鹿島とかなんとかあの辺の県の一元化のシステム導入ということには多分ならなかった経緯があるかと思えます。そういう中で、例えばRKKシステムさんあたりが我々のところをしておられますが、よそにこういうシステムを入れられているのがあるのかどうか。そういう中で、市町村間の交流をして、よそが幾らあたりで例えば導入しているのか。そういうのをぜひ参考にさせていただいてですよ、その辺の情報交換ぐらいしながら自分のところが本当のある程度の単価で入れてあるのかわからんわけですよ。我々は特にわからんし。その辺を含めてあなたたちがもう少しやっばい交流等を含めて単価等も研究しながらしてい

ただきたいと。このリース関係については競争入札のごとしてしよるてですけど、一番肝心な上の二つの部分がやっぱり一番金を食うたりなしたりする部分もあるやろうし、言いなりというような状況をつくっているような状況ですからですよ、そいをどうにかやはり今後県あたりとも十分情報交換しながら、いずれ我々の自治体がプラスになるようなシステムづくりをしていただきたいと思います。そしてもう一つ学校関係のリースについて一番最初に言いましたけども、このリースがあって全部ほとんど競争入札のような格好をされておりますのでそれはそれとして前と大分変わったなという気はしております。そういう中で、その5年経った後のリース関係の処理についてはどのようにされておられるのか。

○学校教育課学校教育係長（西村正史君）

今再リースを行っていたのが小学校のパソコンのリース契約でございます。これが1年ずつの再リース契約を結びまして、21年で3年目となりますけれども、昨年度ICT事業ということでパソコンをリースではなくて買い取りという形で購入しましたので、そこまでの再リース契約ということでございます。中学校のほうについては、19年から24年までまだリース中でございます。

○議長（坂口久信君）

それはここを見ればわかるわけ。幸いして今回ICTの問題で非常に太良町はこういう面についても非常に有利になった状況をつくっていただいたということは本当にありがたいと思っております。今後24年以後の問題についてはどぎゃんふうに考えておられるか。例えば再リースされる場合はどういう仕方で再リースを組んでいかれるのか。一般的には例えばリース代の1年分でん払えば再リースできるというような我々はそんなくらいしか情報知らんとぼってんですよ、そういうことについてどがんふうな仕方でやっておられるのか。

○学校教育課学校教育係長（西村正史君）

今御説明したとおりに、中学校のパソコンのリースが24年の・・・となっておりますけれども、当然その機器等の状況を見ながら再リースがよいのかそこで新しくリースを設けたほうがいいのか、また財源等があった場合にはそこで買い取りがよいのかというのを検討して、状況に応じて対応していきたいと思えます。

○木下委員

決算書の122ページをお願いします。ここで公害対策の中で、水質検査及び云々ということでここに挙がっておりますが、水質検査は大体何ヶ所くらいされているのか。どこら辺を。そしてどういうふうな状況にあるのか。以前下水道の関係で、亀ノ浦、亀ノ浦構内に水がない場合には干潮のときにいろいろ栈橋からでもいいと。それから多良のほうは糸岐の下流。それと油津の下流のほうの水質検査をしてもらいたいとい

うふうに私はお願いしとったんですが。その辺について答弁をお願いしたいと思いま
す。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

備考欄には水質検査及び騒音振動ということで明記しておりますけれども、実績報
告で報告しましたように、公害対策については21年度については騒音振動調査のみを
行っております。それで今委員言われるような海域調査については、毎年ではなく、
あいなかといいますか、何年かおきにということで私たちのほうでは計画しておりま
すので、その期間を縮めたほうがよいと言われるのであれば、23年度の予算にも反映
させたいと思いますので。その分については上司のほうにも相談したいと思いま
す。

○木下委員

まあ新聞紙上でも21年度の9月10日に発表されておりますように、全国で84.8%
と。佐賀県は70%ないというようなこと。太良町はケツから2番目ぐらいの位置にお
るんですが。やはり環境整備をしていくうえには、そういった内容も必要と思うわけ
ですよ。そこでせっかくのことだから、わざわざでも竹崎あたりの集落排水をやった
結果の状況と、例えばさっき申し上げましたように、道越の川下鮮魚店前の主に干潮
時がいいと思うわけですよ。それから例えば広江の栈橋。常時水があるところ。それ
から先ほど申し上げましたとおり、多良地区は糸岐の・・・の下流、それから油津の
下流あたりの水質の調査をやってもらわんと。それと例えば竹崎の構内とか、勧める
勧めるて言うてもそういうことをせんぎにゃ、町内にPRもできんじゃないですか。
町民の認識も浅いと思うわけですよ。今海で一番太良町は生活環境に直通しとつと
に一番遅れとつとということですから。さあタイラギがとれんじゃなんじゃかんじゃと
いう手前に、もう少し清潔な環境整備を、清潔解決暮らしよい環境整備にもう少し力
を入れてもらいたいと思うわけですが。どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

今言われますように、水質検査等を実施しまして、そういったことをアピールでき
るように取り組んでいきたいと思いま
す。

○木下委員

ぜひ町長。私の申し出をどのように生かしてもらおうかしらんけど、せっかくここま
でやったとに、竹崎あたりは結果はわからんわけ。どんくらいよかつかいと。そりゃ
箱だけででんあなごでん釣るつと。いうごたつことははっきりしとるわけ。例えば道
越地区、広江あたりの地区と多良地区との垂れ流しのある地区との差がはっきりしと
れば、こういう状況だから町民の皆さん協力してくださいと。環境汚染は垂れ流しが
雑廃水が主ですよ。それは便所だけの水洗ですかね、あれも大分あって思うですよ

太良町にも。しかしあれは国が奨励しているように、あれをやりかえれば9万円も出すというような指導をされおつとやっけんさ。こっちは単独で浄化槽をしとっけんていうふうな人もいらっしゃいますけど、竹崎にもいらっしゃいます。しかし雑糞は垂れ流しですよ。前の話になりますけれど。こういう関係で、竹崎のこれだけの恩典を与えてもらいよつとばいと。あんたもつながんばて言うばつてんさ、なかなか金の要るようなことで。はっきりしたそういうような公害の状況が出ればもっと説得力がでくつて思いますから、ぜひその辺も取り組んでください。

○町長（岩島正昭君）

今後はそういう公害問題のほうに惹起される時代ですからね。まあ年1回というよりも、季節的によって夏か冬か2回ともで検査をしまして、料金的にどうなるかはわかりませんが、それをデータとして残すような考えで検討してみたいと思います。

○副議長（下平力人君）

一応予算を獲得して、それぞれの課で仕事をし、事業されるわけでございますけれども、今回の決算委員会でも出ますように、自分たちで使ったことに対して効果はどうかということをよく言われておると思うんですよ。ですから前もって自分たちで決算前あたりに報告ぐらいの意味でも構いませんけど、責任を持った形ですよ、これについては非常にプラスだったとか、あるいはこれについてはマイナスだったから来年の次年度に向けて努力をしようとか、そういうことをすることは非常に責任感の上でもいいんじゃないかと思います。そこで今の政権与党、仕分けということをやっておられますけれども、これはマニフェストの中でも言ったんだと。ですから仕分けというのはやっていますという中で、当初の目的、目標に合った金は出ませんが、やはりそれをやることによって無駄の排除ということが出来るんだと。非常に国民サイドからはいい評価をされております。ですから町長、その辺について今後せつかくの公金でございますから、これを十二分に活かした今の使い方でもいいんですけども、自分が使って自分が責任を持つという、そういう面もこれから持つ必要があるんじゃないかろうかと。無駄遣いとかなんとかということじゃなくてですよ、次年度に活かすような工夫をできるんではなかろうかと思えます。その結果を見ながらですね。と思います。いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

そのとおりですよ。私がさっき言いましたとおりに、事業の見直し等ちょっと若干触れたと思いますけれど、そこら辺が果たして効果があるかないか。あるいはその効果がないとすれば、ほかにかわる事業は何かないかというようなことを今回新年度事業の予算編成にあたってそこら付近を決めていきたいと。いうふうなことを申し上げた次第でございます。

○牟田委員

決算書の186ページ。前年度も質問したような記憶があるんですが、埋蔵文化財確認調査専門員報酬2,400千円。多分この人を指導者として埋蔵調査をした、これは賃金の中に193,600円、この賃金に対して、前年度は年契約だからこの金額になったと答弁をいただいたと思うんですよ。これ大体該当地区としては多分今の火葬場建設前の造成前の埋蔵文化財の調査が主にこれになってないですか。それとも19万幾らぐらいしか払わんでいいような事業に240万もこの人——これは多分一人と思うんですよ。専門員という人は。何人か10名もおられるんだったら別ばってん、多分一人なら240万払って実際の仕事は193千円しかしとらんというのは、余りにも効率的にも悪すぎるし、それと地域文化財等の保存整備員の賃金、これは何をしたのか。この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

埋蔵文化財専門委員報酬240万につきましては、県より文化財調査員ということで、各市町村に置かなければいけないということで、塩田町だったと思いますけど、その方の専門委員の報酬ということでございます。それから作業員の193千円につきましては、実際その文化財があるかどうかを作業員ということで実際掘らなければいけませんので、その日雇いの作業員の方の賃金ということでございます。それとあと整備員の賃金につきましては、町内に多良街道ということで、現在も標柱を立てたり、整備をいたしております。それと主要な文化財がなかなか手入れが行き届きませんので、それに対する草払い等の作業員の賃金でございます。

○牟田委員

この文化財確認調査専門委員にお願いせんばいかんという場合は、大体広さ——何畳あるか何ヘクタールか以上には必ずこれをつけなさいとか、そういう指導があっているのか。それと、この方の太良町に対する実働は、大体何日ぐらい来られているのか。それをちょっと2点をお尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

ただいま手持ち資料がございませんけど、22年度からにつきましては、うちのほうの職員について2年間研修を実施いたしましたので、この240万というような支出が今後は出てこないということで研修にやりましたので、その分を各町で調査員を持ちなさいという指導で、今まで太良町がいなかったために今までこういう支出があってございましたので。今後は町の職員で賄うということで。実働につきましては、今手持ちの資料がございませんので、後で御報告をいたします。よろしいでしょうか。

○牟田委員

そしたら広さは何十アール以上はこの調査員をつけなさいという規定はどがんなつと。

○学校教育課長（高田由夫君）

基準につきましても、実働日数と御一緒に御報告をいたしたいと思います。

○所賀委員

監査委員の方にお尋ねといいますか、財産のところ、物品の項目が載っておりますが、323、324、325 ページですが、備品台帳に基いて備品検査をなさっていると思いますが、実際検査をされまして、お気づきといいますか、御指摘といいますか、そういう感想があればお聞きしたいんですが。

○代表監査委員（野中秋吉君）

物品検査につきましてはですね、一応、すべての分野にあたってここに掲載しております分にしながら聞き取り調査をやってまいりました。その中では特段指摘すべきものはございませんでした。

○所賀委員

この決算書に載っているのは、監査意見書に書いておられるとおりに、取得価格が50万以上の物品購入分を計上してるとありますが、実際においては各現場、各課、あるいは学校あたり含めながら、もっと数がいっぱいあると思うわけですよ。その辺の保存状況といいますかストック状況は、この辺を見られて、これも気づきがあればお聞きしたいんですが。

○代表監査委員（野中秋吉君）

各学校あたりの検査を行ってまいりました。小規模な金額ではございましたけれども、一部顕微鏡あたりを以前買っておられまして、21年度で購入をされております。そこんところの段階で、以前買ったやつが非常に見えにくくなったということで、今回4台か5台確か買ったと思いますけれども、その中で顕微鏡が一度に見えなくなった状況は何なのかなということで、私ども自体が判断した結果ですね、やはり当時買った安いやつを購入されていて非常に質が悪かったのかどうか、あるいは収納時点で検収自体がおろそかになってなかったのかどうかははっきりこれがわからなくてですね、まあそれはやはり検収の段階ではきちっとやるべきではないんですかという指摘は行っております。

○所賀委員

予算を要求して物品を購入されるわけでしょうけれど、金額の大小に関わらず、こういう時代ですので、お互いに譲り合って、貸せさ、貸してあげようということで、無駄のない購入といいますか、こがん2台もいらんとこれ、1台あれば十分たい、お互いにやりとりして使えばよかたいねとか、そういう考え方も含めながら購入してい

ただくのと、実際監査をされるときにそういう指摘も今後必要になってくると思います。厳しくなればなるほどのことと思いますので、その辺も廃棄処分も含め、新規購入も含めながら節約もし、見直しながらというふうな指導をして、今後もこの備品検査というのをしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○代表監査委員（野中秋吉君）

先ほど申し上げたように、この備品につきまして、まあ学校の備品についても、すべての分野に当たって、やはり図書でも一緒ですけれども、お互いが例えば学校同士の貸し借りがでくつとねというふうに聞きました。でも、学校のクラスがございまして、あっちのクラスこっちのクラスということで、またがった時には非常によけいという状況が生じて、なかなか管理という面につながっていくものですから、実態は、そういった貸し借りはたくさんは行われていないような状況でございまして、言い分としても、非常に管理上問題もあるから使っているというような説明を受けたところでございますが、私どもとしても、やはりそうやって備品は町の財産であるから、少しでも応用できるようにやってくださいねというお願いはやってきたつもりでございます。

以上です。

○監査委員（久保繁幸君）

ひとつ提案しておきますが、ひとつ総務課のほうで勉強していただきたいんですが、官公庁オークションというのがあるでしょ。それを民間ではまだ使えるような品物ですよ。言っちゃ悪いですけど、ぼんぼんかえられるところもあるです。そういうのは官公庁オークション等を勉強してみても、不要物品出されたもの、廃棄処分など、売れるものだったら売ったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。だからそういうのも勉強していただければなと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

そういうのも勉強させていただきたいと思います。有効な活用をしたいと思っておりますので。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

私が一問だけ質問させていただきます。せっかく資料を配っていただいたのに、ほとんど指摘をしていただけましたけれども、この超勤についてはほとんど指摘がございませんでしたので、その件について一つ指摘をしたいと思います。過去3年間について時間を出していただいておりますけれど、超勤はふえる傾向にあると。超勤をすべからいけないという視点で質問しているわけではございません。これは必要に応じてして当然いただくわけですから。それに関連してですね、要するに平成21年度の決算、第4次の行革の最終年度だということから、再三業務の見直しというのが挙がっ

ております。そういった中で、もちろんその中の一環として超勤というのはあると思いますけれども、この今の業務の内容としては、完全にピラミッド型の管理の体系の中です、各課長がおって係長がおって課員がおる。それぞれにピラミッドで構成されておりますけれども、その中で、各人の一日の業務はどのようにして設定しているのか。それをその上司はどのような把握をしているのか。あるいはこの超勤にしてみせ、どこまで把握をしているのか。やはり少ない人数で事務事業の効率化を図るといのが行革の本質でありますので。その中で、やはり一人ひとりがモチベーションを高めてスキルアップをするということによって超勤が減らせるものは減らせる可能性があるわけですね。そういうことで各——民間というか、一事業、現場では、朝必ずミーティングがあつてその日の行程があつて作業開始になるわけですよ。これは建設会社の方もおられますのでですね。そういったことで一日の効率を高めようと。そして1年間の事業収益を高めようというようなことでやっておるわけですけど。役所としてはどういうふうな、上司はそういう監督がどこまで行き届いているのか。まずは上司と部下とおるわけですから、部下は上司の指示をどこまで理解しているのか。これが一人ひとりのスキルアップにつながるわけですよ。この辺をどう各担当課はやっておられるかですね。まず総務課長から。各課長に聞きます。

○総務課長（岡 靖則君）

まず全般的なことにお答えしたいと思います。

当然私たちが時間外勤務手当とか、そういうのするのためにもですね、削減をするためにも、行財政改革の推進ということで、各課長にもヒヤリングをしております。ある程度の超過勤務手当も割り当て制にしております。過去の実績、今年度の業務のどういう業務が入ってくるというのを当然把握しながら、それと事務事業の平準化とか事務の見直し、創意工夫による効率化を図るとい趣旨のもとでそれぞれ担当課長が責任を持って自分の課のことについて把握してもらえようということをお願いしております。残念ながら平成21年度については時間数についてもふえておりますけれども、これについては内容を私も検証しました。21年度については定額給付金とかいろいろな事業がありまして、企画商工課においても定額給付金とかいろいろな事業がふえて、段階で最終的には超過勤務がふえたと。これについては、やっぱりそれぞれがやっぱりセクションがそういう事業のもとにして、当然事務時間内で期限決められておりましたので、その時間でしなくちゃいけないというのもあつて残業がふえたという状況もあります。それと、ある課においては職員が育児休業とか産休で休んだ。同じ課において3名とか休んだところもありましたので。育児休業とかとつておりましたので、そういうふうに休んだ状況もあります。それは仕方がないでしょうけども、当然各課についてはそれぞれ意識を持って、できるだけ削減ということをお

きながら、業務についても推進をしていったと思っております。私も過去何例という今までのデータを見ながらしてはいますけれども、いかんせんそういう状況があったところは拭えなかったと、ふえた分については仕方ないかなということで私も最終的には印鑑を押して、割り当ても追加配当もきますので、状況を聞いて追加配当もしたという状況でございます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

大体総体的にはそういうことで管理努力をされているということですが、各課の課長さんもですね、個性、それぞれタイプが違うわけですね。そういった中で、上司と部下、こういった関係をどのように、それと上司は部下の事務あたりをどこまで把握をしているのか。その辺の意思疎通をですね、どのように意思疎通を図っているのか。それは日々漠然とするのか、やっぱり計画的にするのかということによっても、恐らくこの超勤あたりにも大きく響いてくると。これはもうすべての問題ですよ。これ超勤一つでなくても超勤が出なかったから超勤に引っ掛けていっているわけですので。そういうことをすれば、かなりの事務効率の成果が出てくるといふふうに思いますが。各担当課、どのようになされているか。

○会計管理者（坂本 豊君）

会計のほうは、年間の超勤は少ないんですよ。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

超勤ば言いよらんのですよ。

○会計管理者（坂本 豊君）

課員が3人でですね、朝はちょっとお客さんが早めに来られますから、一応なるべく早くに来て、面々の仕事がありますから、支払いの準備をしながら話をして対応をしております。そして部下には面々の仕事がありますから、私はその仕事を把握して、今日はこの分の処理をしようという感覚で話し合いをしております。

○財政課長（大串君義君）

まず意識してやっているのは、お互い情報の共有化ということで、やはりこっただけ知ってこっかが知らんやっとか、そういうことがないように、そういうのを一番大事にやっているということと、年間のスケジュール等がありますので、そのスケジュール等に沿って計画的に利用をしていくということと、私も財政が長いものですから、ある程度の仕事の内容は把握しておりますので、そこら辺は十分な意思の疎通ができていないかなというふうに考えてます。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

私はハウレンソウという言葉がございしますが、これを重要視いたしております。部下も同僚も上司も報告と連絡と相談。この3つをしっかりと。ということで、日々

ですね、県内各県の出先からメールあるいは公文書で会議とか研修会とかどんどん入って参ります。その中では、各書類の提出期限は何日までですと。申請も何日までですというようなことで入ってきますので、そういうのも全部日記にメモして、出張あたりは提出期限が間に合わないからAさんが行けないからかわりにB君がとか、そういうところで明日はどうするかというようなことで、定期で決まったミーティングはしていませんが、その場その場において協議を、報告、連絡、相談をしながら業務を進めているところでございます。

○税務課長（江口 司君）

税務課ではですね、定期的な仕事が主でございまして、職員の報告等については、パソコンによる連絡をしていると。横のつながりについてはですね、それぞれ決裁の中で、例えば国保とかその課内の連絡については、その税務課内の回覧板で回覧をしていると。それと、ことしは特に職員の異動があったために、それぞれのモチベーションのある今まで従来の仕事から新しく変わったために、そこのやり繰りをそれぞれの担当の従事者に任せて、自分のできる範囲はやってくれと。それから去年から一人増員になるというそういう話が当初あったものですから、そのことを踏まえて前年度から例えば家屋調査あたりは調査にとにかく行ってくれということで、予備的にやっとなった関係で、ことしは当初からスムーズに行ったわけですけれど。そういうふうにして、大体仕事の内容は把握しておりますから。あとは税務課でいえば横の連絡ですね。収納と待永君の戸別の訪問ですね。それから安西君。これはもう毎日ですから、その都度・・・なら毎日決裁をしますからわかるわけですから。税務課として特にそういう漏れはないわけですけれども。問題は確定申告時だけですから、そこが心配しているところでございます。

以上です。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

町民福祉課についてはですね、結構福祉関係の仕事が予算的にも大体全町の4分の1か3分の1くらい予算持っているわけですけれども、忙しい時期と忙しくない時期があってですね、忙しくない時期については皆さんある程度ゆったりしているんですけど、忙しい時期になると、やっぱり忙しそうにしているわけですよ。その把握については大体皆さんわかってらっしゃるので、こっちはその通常の忙しい時期以外にもう一つ別の事業が出てきたりするわけですよ。そういう場合にどうするかという、そこだけに目を光らせているという。そんな感じです。あと、課長の仕事としては、部下の皆さんが処理しきれない問題をどう対応するかという、それに回答を与えてあげるとか一緒にいってあげるとか、そういうことをやっているわけで。まあまあスムーズに流れているのではないかと思います。

以上です。

○健康増進課長（松本 太君）

私のところも日中はお客さんと相談で結構バタバタいたしまして、書類事務がどうしても滞るといふふうになっております。それで、うちで今一番注意をしているのが、今までどおりの仕事をするのではなくて、どうしたら仕事がさばっていくかということとを常に頭の中に入れて仕事をしようということで、基本的にはマンツーマンで、先ほど農林課長が言われましたけれども、ハウレンソウ、これを大事にしております。それで、担当2人の担当係長がおりますが、係長とも話をしながら、部下の指導監督を一緒になってやっております。とにかく毎日毎日たくさんの仕事がありますので、いかに簡略化していくかということで、これに対して頑張っているところでございます。

以上です。

○企画商工課長（桑原達彦君）

企画商工課長として一番重きを置いているのは、まずは係長の業務に対する進行管理をまずしっかりやると。課長の中で進行管理ができないと課は動いていかないということで、非常に第一に心掛けております。それで、課員は少ないんですけども、業務量が年々増加をしております。超過勤務についても先ほどありましたように、定額給付金とか臨時交付金とかの増加がありまして、職員に苦勞をされているんですけども。常日頃問題とか業務の問題とか、課題等について職員同士で議論をということで、いつも自分だけで抱えこまないで議論をしようということで常日頃話をしております。それと業務量の増大に伴って、同じようなやり方でやっていたら超勤がふえていくだけで健康を害するというので、できるだけ文書のデータのデジタル化を進めて事務の効率化を図ると同時に、業務改善をやろうと。業務改善をやるためには、まずは自分たちがやっている業務をマニュアル化して、人に書面で見せてこういう業務をやっているぞというのをマニュアル化してくれと。マニュアル化をすれば、異動をしても次の人がそのマニュアルを見て次の改善ができると。マニュアル化をしてないばっかりに異動があった場合は、次が人がまた同じようなことを最初から研修して覚えなくてはならないと。だから目に見える形でマニュアル化をして業務改善につなげていくべきだと。そういうことで業務の統一化ができて全庁的な電算系も削減できるし、いろんな消耗品の削減もできるんじゃないかなということを心掛けてやっております。

以上でございます。

○総務課長（岡 靖則君）

それぞれの課についてはですね、意識改革を持って、それと私のところは選挙とか

いろいろな問題がありますので、団体を抱えてますので、年間のスケジュールがある程度決まっております。まずそのスケジュールを把握しながらほかの業務もありますので、そういう業務も把握しながら意思統一を図りながら、係りが2つありますので、それぞれが連携を持ってもらって、自分たちだけじゃないよという感じを持ってもらって仕事をしていただいております。

○建設課長（川崎義秋君）

建設課の予算は、ほとんどがハードの事業でありますので、大体年度当初に工事件数、予定箇所というのは一応把握しております。それであとは発注によって進捗がわかってくるので、入札と入札の期間が開いた場合には、次の入札の予定はいつぐらいで今どういうふうに測量設計をやっているのかというようなことを担当の係長、係りに聞いて事業を行っております。また、うちのほうは係りが4つありますけど、漁港、建設、土地改良、管理係。すべての職員が今どの係りがどのような仕事をしているのかということの把握ができるように、文書はすべて職員に回しております。測量等については4人とか5人とか人数が要りますので、係りを越えて一応お互いに助け合ってやっていっております。ミーティングは前よりは回数減りましたが、役場の外のほうでたまにはやっております。

以上です。

○環境水道課長（土井秀文君）

環境水道課におきましても、水道と環境と2係りですけれども、2係りとも現場もっております。それで水道係につきましても維持管理、それと設計施工、そういった工事もやっております。環境におきましても、いろんな犬の対策とかそういったことで現場に出ることが多いですけれども、2係長がお互いに連絡をとりながらうまくやっていってくれてると思っております。例えば、今2年がかりで火葬場をつくっておりますけれども、火葬場に関しましても担当は環境係ですけれども、水道のほうに技術の係長にもおりますので、技術のほうでサポートしていくというような状況で、環境係、水道係、アイコンタクトではありませんけれども、そういった面でもうまく流れているんじゃないかなとは思っております。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

まずはじめに私自身含めた3人しかおりませんが、役割分担を明確にして、私どもの仕事が月間、年間、ある程度スケジュールが固定しておりますので、しかも目に届く位置に各課員がいますから、常に進行状況を把握しながら、そして情報の共有化を図って、遅れている部分があれば手助けをしながら業務の効率化を進めていっております。

○学校教育課長（高田由夫君）

まずは、公民館、社会教育課から申し上げます。社会教育課、公民館では、大会とかその他行事が大変多くございますので、職員に対して、朝の8時半ちょっと前にはですね、一人ひとりに一日の業務について、今日は何々をいたしますということで、全員一人ずつミーティングということで5分から10分くらい、始業前か始業に入るときに行っております。それと、係りが総務と体育とありますので、文書は別々に回してもいいんですけども、係りを混ぜて全部の課員で回すようにしております。それから大会等行事等多いと申しましたので、黒板を一ヶ月分、当然住民さんの出入り等も多うございますので、大会等の主要行事については黒板に書き出すように社会教育と社会体育とですね、色を分けて書き出すようにしております。

それから学校教育課につきましては、まだ27日間しかおりませんので、私の感じたところでは、もう黒板は2日分を白板のような小さなものですけども、1日の自分のスケジュールを職員がそれぞれ書いております。今日と明日の分をですね。それから、あとはデスクネット等でいろいろな行事についても各職員にそこに表示するようなことで指導しております。それから学校との連絡関係については、別のシステムで私なりに図っているところです。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

一通り聞かしていただきました。というのは、やはり改革という言葉は、いろんな文章とかあるいは言葉でうまい具合に表現されておりますけれど、最終的には一人ひとりの意識からですよ。意識なくしては改革はありえないと思っておりますのでですね。優秀な職員が100人近くおられるわけですから、そういった中でモチベーションを高めるなり、一人ひとりのスキルをアップすれば、これはすばらしい業務の効率化につながっていくと。それだけ定員管理もできるし、あるいは事務効率の向上にも図れるし、いろんなことでそれだけの能力を持った職員さんばかりですので、ぜひともそういった意識を持ってすることが、いわゆる行政経費を節約して住民サービスに回せるお金を幾らでも出していくという姿勢というのが行財政改革の本質だと思いますので。その辺についてはひとつ頑張っていただきたいと思います。

○川下委員

最後にですよ、基金のほうも2億ばかり町長がためてくいとるけんですよ、何とか町長にもほんとに地域の活性化につなげてもらいたいなという思いで、バラまきじゃなかばってんですよ、そういう感じで幾らかでも新しい分野に目を向けたやつで何とかしていただけたらという思いでいますけど、そこら辺は町長の思案といたしますか、そういう部分があったらぜひ聞かせてもらいたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

特別会計の中で、太良病院の医師確保の問題で若干触れたと思いますけれども。早急に緊急の場合は、予算がない場合は、いざという場合には対策ができないと。医師確保で民間から相談するぐらい・・・出さんばならんけんが、そこら付近をポケットとしてお願いをしたいというふうなことを皆さんたちにお話しをしたと思いますけれども。今回、来年度あたりから、特別枠という形で、そんな時何が発生するかわからんですけれども、そこんたいの特別枠という形で予算を組みたいなというふうに思っております。あっても何て使うこともなかですよ。緊急の場合には、もしこうであったら町民の活性のためにこういうふうにやりたい。もちろん議会には報告しますけれどもですね。そこら付近の予算の組み方が何かお願いできればというふうに思っておりますけれども。

○平古場委員

町長に質問しますけど、人事のことで、課長、係長、職員の人事のことで。各課みんな把握していなければいけないということはわかるんですけど、私たちからしたらですよ、せっかく課長、係長、職員さんとかこういうふうないい話し合いができて、町民の方もよく対応してくいしゃいよということと言われますけれど、次の年行ったらかわられたということですね、この前山口光章議員さんの一般質問の中でもあったようにですね、新宮課長が6年間町民福祉課におった。あんた何ぼしたねと、6年間何ぼしたねと言われよらしたですけど、7年目からが腕の見せどころだと思うんですよ。だから人事のほうも大事だと思うんですけど、私たちサイドで言えば、10年ぐらいそこにおってもらってですよ、しないと課長たちも職員の指導もよくできると思いますので。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それは越権行為です。

○平古場委員

はい。提案で。

○山口巖委員

今特別枠ということで町長もちょっと用意したいということでありました。しかし私かねがね思っていることは、やはり一次産業は基幹産業だということはずうっと言ってきた。何十年と言ってきた。しかしなかなか太良町を引っ張っていく機関車にならない。こういうことをしたときは、予算の見直しも必要じゃないか。こう思うわけです。ということは、長い農業の歴史からして、ミカンを買うごとした、予算的にですね、時期があつたので、なかなか農家が脱皮できないというのが今の現状です。だから予算も予算でまた厳しい状態ですから、もちろん必要だとは思いますが。手助けも必要だと思いますけれども、その枠をよそから予算を持ってくるというわけは多分無

理だと思えますから、やはり以前自民党が言った今私必要と思うのは、農商工連携ですよ。6次産業。あれを観光から一次産業までの何かのルール作りを太良町は山から海からあるものですから。何かそういう予算化とか、こういう考えの人には特別何か金銭とか贈与してみなさいとか。ああいう何か特別枠でその辺を幾らか削っていただいても結構と思うんですけども。そういう太良の行政が岩島行政が農業に対して「おこんな」という行政指導の予算を太良町独自の予算を次の年度はつくっていただきたいなど。こういうふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

ありがとうございます。そういうふうなことをかみしながらですね、新年度予算に当たりたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、これより議案第61号から議案第67号までの7つの議案を一括して採決をしたいと思います。議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7つの議案は原案どおり認定すべきものに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託された決算認定案件の審査を終了いたします。

お諮りします。委員長報告のまとめにつきましては委員長に一任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

それでは、これをもちまして委員会は3日間に渡り、終始慎重審議していただきましたが、感想を申し上げますけれども、平成21年度というのは、非常にリーマンショックからの経済不況ということで、臨時交付金並びに雇用創出の基金ですね、そういったものが非常に増額されました。決算規模では、平成12年以後、大型決算になりました。非常にその件については、多少なりとも太良町の活性化に寄与したのではないかなという感じがいたしますけれども、来年度当たりも6,300億円ぐらいの2次補正があるというふうな閣議決定をされたようではございますが、いずれにしてもそういう予算の手当てがあるのではないかと思います。そういった中で、ほんとに臨時雇用にしてもしかり、3年間で打ち切りという時限ではございますが、本当に種をまいて水をやって花を咲かせるわけですが、本当に種をまいて芽をやった、もう予算がありませんよということでは、せっかく花を咲かせようと思って種をまいたのもしぼんでしまうと。いうこともありまして、先ほど来御意見等もありましたようにですね、そういったものが枯れないように、また立派な花が咲くようにですね、行政もできる限りの手当てをしてほしいという意味から、恐らくそういう期待を込めてこういった御意見も出たのではないかと思います。そういった意味でですね、この御意見を十分来年度以降の予算編成に大いに生かしていただいでですね、いろいろ太良町の発展につなげていただければと思います。そういった意味では、そういうことになることによってこの決算審査特別委員会の意義も深まっていくのではないかと思いますので、その点をお互いに議会と執行部、車の両輪として頑張っていただきたいと思ます。

最後に町長のごあいさつお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

《 町長あいさつ 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時 閉会